

第6回呉市・川尻町合併協議会次第

平成15年7月16日(水)10時00分
ビューポートくれ 3階 大ホール

1 挨拶 会長 小笠原 臣 也
副会長 渡 邊 正 弘

2 開 会

3 会議録署名委員の指名

4 協議事項

行政制度等に関する協議事項(各種事務事業の取扱い)

[継続協議項目]

公共料金等の取扱い

協議第19号のうち 保育料
協議第20号のうち 介護保険料
協議第21号のうち 国民健康保険料
協議第30号のうち 水道料金
協議第31号のうち 下水道使用料ほか

市町村建設計画の作成に関する協議事項

[継続協議項目]

協議第18号 新市建設計画

5 その他

6 挨拶 中 田 清 和 委 員
綿 野 成 泰 委 員

7 閉 会

第6回呉市・川尻町合併協議会出席者

(呉市)

会長	呉市長	小笠原 臣也
委員	呉市助役	川崎 初太郎
委員	呉市助役	赤松 俊彦
委員	呉市議会議長	中田 清和
委員	呉市議会副議長	下西 幸雄
委員	呉市議会広域行政対策特別委員会委員長	岩原 棕
委員	呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長	石崎 元成
委員	呉商工会議所専務理事	岩城 公順
委員	呉市自治会連合会会長	梅河内 秀登子
委員	呉市女性連合会副会長	馬場 理子
委員	呉市社会教育委員兼公民館運営審議会委員	平田 久夫
委員	呉市PTA連合会会長	森 政雄

(川尻町)

副会長	川尻町長	渡邊 正弘
委員	川尻町助役	扇谷 恒範
委員	川尻町議会議長	綿野 成泰
委員	川尻町議会副議長	三京 玉男
委員	川尻町議会合併問題調査特別委員会委員長	大下 淑光
委員	川尻町議会合併問題調査特別委員会副委員長	倉田 良美
委員	川尻商工会副会長	花本 康彦
委員	川尻町自治連合会会長	河野 温三子
委員	川尻町女性会会長	中舛 京子
委員	川尻町社会教育委員	上治 真一
委員	川尻町公民館運営審議会委員	北村 正次
委員	川尻町小・中学校PTA連合会会長	森 川 泰博

(広島県)

顧問	広島県呉地域事務所長	三上 忠彦
----	------------	-------

(事務局)

事務局長	呉市広域行政推進室長	芝山 公英
事務局次長	呉市広域行政推進室主幹	佐々木 寛
事務局次長	川尻町企画課長	藤吉 悦男
事務局次長	川尻町総務課主幹	前田 幸治

第6回 呉市・川尻町合併協議会

協 議 事 項

基本的な項目に関する協議事項	行政制度等に関する協議事項
協議第 3号 合併の方式 1	各種事務事業の取扱いについて
協議第 4号 合併の時期 1	協議第 19号 福祉制度の取扱い 4
協議第 5号 財産及び公の施設の取扱い 1	協議第 20号 介護保険事業の取扱い 4
協議第 6号 議会の議員の定数及び任期の取扱い 1	協議第 21号 国民健康保険事業の取扱い 4
協議第 7号 農業委員会の取扱い 1	協議第 22号 保健・医療制度の取扱い 4
協議第 8号 地方税の取扱い 1	協議第 23号 環境事業の取扱い 5
協議第 9号 一般職の職員の身分の取扱い 2	協議第 24号 商工業・観光の振興 5
協議第 10号 特別職の身分の取扱い 2	協議第 25号 農林水産業の振興 5
協議第 11号 行政組織機構の取扱い 2	協議第 26号 まちづくり建設事業 5
協議第 12号 一部事務組合等の取扱い 2	協議第 27号 教育・文化・スポーツの振興 6
協議第 13号 使用料・手数料等の取扱い 2	協議第 28号 人権行政の取扱い 6
協議第 14号 公共的団体等の取扱い 3	協議第 29号 コミュニティの振興等 6
協議第 15号 各種団体への補助金・交付金等の取扱い 3	協議第 30号 水道事業の取扱い 6
協議第 16号 町字名の取扱い 3	協議第 31号 下水道事業の取扱い 7
協議第 17号 慣行の取扱い 3	協議第 32号 消防・防災体制整備 7
	〔継続協議項目〕
	公共料金等の取扱い
	協議第 19号のうち 保育料 8
	協議第 20号のうち 介護保険料 9
	協議第 21号のうち 国民健康保険料 9
	協議第 30号のうち 水道料金 10
	協議第 31号のうち 下水道使用料ほか 11
	市町村建設計画の作成に関する協議事項
	〔継続協議項目〕
	協議第 18号 新市建設計画 12

基本的な項目に関する協議事項

	協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
1	協議第 3 号 合併の方式	合併の形態	豊田郡川尻町を廃し，その区域を呉市に編入する編入合併とする。	平成 15 年 2 月 19 日，第 2 回協議会において協議決定
2	協議第 4 号 合併の時期	合併の期日	合併の期日は，平成 16 年 4 月 1 日とする。	平成 15 年 2 月 19 日，第 2 回協議会において協議決定
3	協議第 5 号 財産及び公の 施設の取扱い	町庁舎，学校，町 有地，公用車，債 権，基金など	川尻町の財産及び公の施設は，すべて呉市に引き継ぐものとする。	平成 15 年 2 月 19 日，第 2 回協議会において協議決定
4	協議第 6 号 議会の議員の 定数及び任期 の取扱い	議員の定数及び任 期	議会の議員については，市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により，呉市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り，川尻町の区域により選挙区を設けるものとし，当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は 2 人とする。	平成 15 年 2 月 19 日，第 2 回協議会において協議決定
5	協議第 7 号 農業委員会の 取扱い	委員の定数及び任 期	川尻町農業委員会は，呉市農業委員会に統合する。 市町村の合併の特例に関する法律第 8 条第 1 項の規定により，川尻町農業委員会の選挙による委員のうち 2 人に限り，呉市農業委員会の委員の残任期間，引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。	平成 15 年 2 月 19 日，第 2 回協議会において協議決定
6	協議第 8 号 地方税の取扱 い	個人町民税，法人 町民税，固定資産 税，軽自動車税， たばこ税など	地方税は，呉市の制度に統一する。ただし，両市町で税率の異なるものについては，市町村の合併の特例に関する法律第 10 条第 1 項の規定により，合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 年度は不均一課税を実施する。	平成 15 年 2 月 19 日，第 2 回協議会において協議決定

	協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
7	協議第 9 号 一般職の職員 の身分の取扱 い	町職員の身分	川尻町の一般職の職員は、すべて呉市の職員として引き継ぐものとする。 職員の任免、給与その他身分の取扱いについては、呉市の職員と不均衡が生 じないように公正に取り扱うものとする。	平成 1 5 年 2 月 1 9 日、第 2 回協議 会において協議決定
8	協議第 10 号 特別職の身分 の取扱い	特別職（町長、助 役、収入役、教育 長）の身分	川尻町の特別職の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定め る。	平成 1 5 年 2 月 1 9 日、第 2 回協議 会において協議決定
9	協議第 11 号 行政組織機構 の取扱い	行政組織、機構	川尻町役場は、支所とする。ただし、組織については、住民生活に急激な変 化を来すことのないよう配慮し、段階的に再編、見直しを図る。 川尻町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の在り方 については、必要により適切な措置を行うものとする。	平成 1 5 年 2 月 1 9 日、第 2 回協議 会において協議決定
10	協議第 12 号 一部事務組合 等の取扱い	芸南衛生組合、豊 田地方税整理組 合、呉広域行政事 務組合、広島県市 町村職員退職手当 組合、町村議員共 済組合、その他協 議会など	川尻町が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって 脱退する。ただし、芸南衛生組合については、新市において合併の日に当該組 合に加入するものとする。	平成 1 5 年 2 月 1 9 日、第 2 回協議 会において協議決定
11	協議第 13 号 使用料・手数 料等の取扱い	戸籍・住民票・印 鑑等証明書交付手 数料、税務手数料、 各種施設使用料な ど	使用料は、呉市の制度に統一するものとする。ただし、川尻町のコミュニテ ィ関係、保健・福祉関係及び文化・スポーツ関係等の施設使用料については、 現行のとおりとする。 手数料は、呉市の制度に統一するものとする。	平成 1 5 年 2 月 1 9 日、第 2 回協議 会において協議決定

	協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
12	協議第 14 号 公共的団体等 の取扱い	(財)川尻町観光 開発公社，社会 福祉協議会，商 工会，漁業協同 組合，老人クラ ブ連合会，女性 会，体育協会な ど	公共的団体等については，合併後一元化することが望ましいものもあることから，それぞれの実情を尊重しながら，次のとおり調整を図るものとする。 (1) 両市町に共通している団体は，合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 独自の目的を持った団体は，自主的な判断にゆだねる。 (3) 統合に時間を要する団体は，将来統合するよう調整に努める。	平成 15 年 2 月 19 日，第 2 回協議会 において協議決定
13	協議第 15 号 各種団体への 補助金・交付 金等の取扱い	自治会連合会， 老人クラブ連合 会，女性会，子 ども会連合会等 補助金など	各種団体等に交付している補助金等については，合併後統一を図ることが望ましいものもあることから，過去の経緯や実情に配慮した上で，新市において検討することとし，当面，次のとおり調整を図るものとする。 (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については，合併時に統合するよう調整に努める。 (2) 町独自の補助金等については，従来の実績を尊重し，市域全体の均衡を保つよう調整に努める。	平成 15 年 2 月 19 日，第 2 回協議会 において協議決定
14	協議第 16 号 町字名の取扱 い	町字名の調整	川尻町の町字名については，川尻町の意向を尊重し，決定する。	平成 15 年 2 月 19 日，第 2 回協議会 において協議決定
15	協議第 17 号 慣行の取扱い	町章，町旗，町 民憲章，町の花 木，鳥，各種行 事など	慣行の取扱いについては，原則として呉市の制度に統一するものとする。	平成 15 年 2 月 19 日，第 2 回協議会 において協議決定

行政制度等に関する協議事項

	協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
16	各種事務事業の取扱い		川尻町の各種事務事業については、原則として呉市の制度を適用し、又は統一していくものとする。ただし、従来からの経緯、実情を考慮し、住民生活に支障等を来さないよう調整していくものとする。	
	協議第 19 号 福祉制度の取扱い	児童、母子・父子、 障害者、高齢者、 生活保護・低所得者福祉など	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。 詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 5～23 のとおり 保育料の取扱いについては「公共料金等の取扱い」(P 8) で本日協議	平成 15 年 6 月 13 日、第 4 回協議会において協議決定
	協議第 20 号 介護保険事業の取扱い	保険料、給付・ 提供サービス内容など	原則として呉市の制度に統一するものとする。ただし、川尻町地域の介護保険サービスの充実に努めるものとする。 詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 20 のとおり 介護保険料の取扱いについては「公共料金等の取扱い」(P 9) で本日協議	平成 15 年 6 月 13 日、第 4 回協議会において協議決定
	協議第 21 号 国民健康保険事業の取扱い	賦課方式、料(税) 率、給付内容など	原則として呉市の制度に統一するものとする。 詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 20～21 のとおり 国民健康保険料の取扱いについては「公共料金等の取扱い」(P 9) で本日協議	平成 15 年 6 月 13 日、第 4 回協議会において協議決定
	協議第 22 号 保健・医療制度の取扱い	各種保健事業、 予防・救急医療、 保健センターなど	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、川尻町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。 詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 24～31 のとおり	平成 15 年 6 月 13 日、第 4 回協議会において協議決定

協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
協議第 23 号 環境事業の取 扱い	環境保全事業， し尿・ごみ収集 処理方法や体制， 助成制度，芸南 衛生組合など	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，芸南衛生組合で実施しているし尿の収集処理体制（料金を含む）については，当分の間，現行のとおりとする。 詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 32～35 のとおり	平成 15 年 6 月 13 日，第 4 回協議会において協議決定
協議第 24 号 商工業・観光 の振興	各種振興事業， 助成制度・融資 事業，広域観光 の振興など	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，川尻町地域の商工業や観光事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。 詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 36～39 のとおり	平成 15 年 6 月 13 日，第 4 回協議会において協議決定
協議第 25 号 農林水産業の 振興	各種基盤整備， 振興事業など	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，川尻町地域の農林水産事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。 詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 40～45 のとおり	平成 15 年 6 月 13 日，第 4 回協議会において協議決定
協議第 26 号 まちづくり建 設事業	道路，公園，住 宅，港湾，漁港 整備など	原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，川尻町地域のまちづくり事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。 町道，公園，住宅，港湾施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努めるものとする。 詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 46～50 のとおり	平成 15 年 7 月 1 日，第 5 回協議会において協議決定

協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
協議第 27 号 教育・文化・スポーツの振興	学校教育，生涯学習の推進，文化・スポーツ振興など	<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，川尻町地域の学校教育，社会教育，文化・スポーツ振興事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> <p>学校教育施設，文化・スポーツ施設等は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，維持管理・整備に努めるものとする。</p> <p>野呂山芸術村事業は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，地域の芸術文化の更なる振興に努めるものとする。</p> <p>詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 51～56 P 63～70のとおり</p>	平成 15 年 7 月 1 日，第 5 回協議会において協議決定
協議第 28 号 人権行政の取扱い	人権政策・啓発，男女共同参画施策など	<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，川尻町地域の人権政策・啓発事業の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> <p>詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 57～59のとおり</p>	平成 15 年 7 月 1 日，第 5 回協議会において協議決定
協議第 29 号 コミュニティの振興等	自治組織，国際交流・協力，広報・広聴活動，相談事業など	<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし，個別事業・制度等については，川尻町地域のコミュニティ活動事業等の推進が図られるよう，協議・調整を行うものとする。</p> <p>詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 60～62 P 73～75のとおり</p>	平成 15 年 7 月 1 日，第 5 回協議会において協議決定
協議第 30 号 水道事業の取扱い	料金，賦課・徴収，基盤整備・維持補修など	<p>川尻町の水道事業は，現行のとおり呉市が引き継ぐものとする。</p> <p>詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 76のとおり 水道料金の取扱いについては「公共料金等の取扱い」(P 10)で本日協議</p>	平成 15 年 7 月 1 日，第 5 回協議会において協議決定

協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
協議第 31 号 下水道事業の 取扱い	使用料，助成制 度，基盤整備・ 維持補修など	<p>川尻町の下水道事業は，現行のとおり呉市が引き継ぎ，整備を図っていくものとする。</p> <p>詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 76 のとおり 下水道使用料，下水道事業受益者負担金，水洗便所改造資金貸付制度の取扱いについては「公共料金等の取扱い」（P 11）で本日協議</p>	平成 15 年 7 月 1 日，第 5 回協議会において協議決定
協議第 32 号 消防・防災体 制整備	消 防 ・ 救 急 体 制，消防団組織， 防災対策，交通 安全対策など	<p>川尻町地域の消防，救急・救助等については，呉市消防本部（呉市消防局）が所管するものとする。</p> <p>川尻町の消防団は，全団員を呉市の消防団組織に統合し，再編整備していくものとする。</p> <p>詳細は「呉市・川尻町行政制度調整調書」P 77 ～ 78 のとおり</p>	平成 15 年 7 月 1 日，第 5 回協議会において協議決定

(継続協議項目)

協議事項	内容	市・町の現状及び参考資料	調整方針				
公共料金等の取扱い	協議第19号 福祉制度の取扱いのうち、保育料の取扱い	<p>年齢区分は、呉市では2区分、川尻町では3区分となっており、階層区分は、呉市では17区分、川尻町では15区分となっている。</p> <p>同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、呉市、川尻町ともに2人目の保育料は1/2となるが、3人目以降の保育料は、川尻町では1/10に対し、呉市では0円となっている。</p> <p>平成14年度決算（見込み）における児童一人あたりの保育料（月額）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>呉市</td> <td>川尻町</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">19,538円</td> <td style="text-align: center;">17,610円</td> </tr> </table>	呉市	川尻町	19,538円	17,610円	保育料は、呉市の基準に統一するものとする。
呉市	川尻町						
19,538円	17,610円						

保育料徴収基準額表

呉市				川尻町					
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額）		各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収基準額（月額）			
階層	定義	3歳未満	3歳以上	階層	定義	3歳未満	3歳児	4歳以上	
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	円 0	
B	A階層及びD ₁ 階層からD ₁₂ 階層までの除き前年度分の所得税の世帯	5,000	3,000	B	A階層及びD階層を除き、前年度分を市町村民税非課税の世帯に該当する世帯	5,000	3,000	3,000	
C ₁	前年度分の市民税非課税の世帯	11,000	8,500	C ₁	均等割の額のみ	11,000	8,000	8,000	
C ₂	前年度分の市民税の所得割の額が5,000円未満	14,500	11,500	C ₂	所得割の額のある世帯	15,000	13,000	12,000	
C ₃	前年度分の市民税の所得割の額が5,000円以上	16,000	13,500						
D ₁	A階層を除き前年度分の所得税の世帯に該当する世帯	3,000円未満	18,500	16,000	D ₁	3,000円未満	20,000	19,000	16,000
D ₂	3,000円以上15,000円未満	20,500	17,500	D ₂	3,000円以上10,000円未満	24,000	21,000	18,000	
D ₃	15,000円以上30,000円未満	21,900	18,600	D ₃	10,000円以上17,000円未満	26,000	23,000	21,000	
D ₄	30,000円以上45,000円未満	25,100	20,500	D ₄	17,000円以上64,000円未満	28,000	25,000	23,500	
D ₅	45,000円以上60,000円未満	28,000	23,500	D ₅	64,000円以上80,000円未満	30,000	27,000	24,500	
D ₆	60,000円以上80,000円未満	32,800	27,200	D ₆	80,000円以上110,000円未満	40,000	28,000	25,000	
D ₇	80,000円以上105,000円未満	36,000	28,400	D ₇	110,000円以上160,000円未満	42,000	29,000	25,500	
D ₈	105,000円以上150,000円未満	45,000	29,000	D ₈	160,000円以上200,000円未満	44,000	30,000	26,000	
D ₉	150,000円以上200,000円未満	52,000	29,600	D ₉	200,000円以上300,000円未満	54,000	31,000	26,500	
D ₁₀	200,000円以上240,000円未満	54,300	30,400	D ₁₀	300,000円以上408,000円未満	57,000	32,000	27,000	
D ₁₁	240,000円以上510,000円未満	56,800	31,600	D ₁₁	408,000円以上	60,000	33,700	27,500	
D ₁₂	510,000円以上	59,000	33,500						

第2子1/2,第3子~0円

第2子1/2,第3子~1/10

(継続協議項目)

協議第 20 号
介護保険事業の
取扱いのうち、
保険料の取扱い

平成15年度保険料基準月額（第3段階）

呉市	川尻町
3,370円	3,050円

第1号被保険者保険料

		呉市	川尻町
保険料段階 / 保険料率 (H15年度)	第1段階	20,220円	18,300円
	第2段階	30,330円	27,450円
	第3段階	40,440円	36,600円
	第4段階	50,550円	45,750円
	第5段階	60,660円	54,900円
保険料段階 / 人数 (H14.7.1)	第1段階	1,025人	28人
	第2段階	18,855人	901人
	第3段階	12,743人	760人
	第4段階	9,684人	422人
	第5段階	3,692人	131人
計		45,999人	2,242人

介護保険料は、呉市の基準に統一するものとする。

協議第 21 号
国民健康保険事業の取扱いのうち、保険料の取扱い

呉市では国民健康保険法に基づく保険料、川尻町は地方税法に基づく保険税で賦課・徴収している。

保険料（税）の算定は、川尻町には資産割があるが呉市にはない。

平成14年度決算（見込み）における被保険者一人あたりの保険料（年額）

呉市	川尻町
75,025円	77,493円

国民健康保険料は、呉市の基準に統一するものとする。

		呉市	川尻町
賦課方式・標準割合	所得割 (%)	52.0	40.0
	資産割 (%)	-	10.0
	均等割 (%)	30.0	35.0
	平等割 (%)	18.0	15.0
賦課標準額	所得割	当該年度基礎控除後の総所得金額	当該年度の申告による所得額
	資産割	なし	当該年度の固定資産税額
保険税(料)率	所得割	医療:7.9/100 介護:1.0/100	医療:6/100 介護:0.63/100
	資産割	なし	医療:35/100 介護:5.89/100
	均等割(被保険者1人につき)	医療:23,400円 介護:4,560円	医療:26,000円 介護:5,900円
	平等割(一世帯につき)	医療:22,800円 介護:3,480円	医療:29,000円 介護:3,500円

(継続協議項目)

協議第 30 号
水道事業の取扱いのうち、水道料金の取扱い

平成14年度決算（見込み）における 1 世帯あたりの水道料金（月額）

呉 市	川尻町
2,862円	4,292円

水道料金は、呉市の基準に統一するものとする。

水道料金

区 分	メーター口径 (mm)	呉 市 料 金 単 位 (円)	川 尻 町 料 金 単 位 (円)	
使用水量 (m3) (料金は消費税込み月額)	10	13	2,530	
		20	1,302	
		25	2,604	
		40	5,880	
		50	15,939	
	20	13		4,998
		20	3,244	5,071
		25		5,113
		40	7,822	
		50	18,228	4,882
	30	13		7,518
		20	5,533	7,591
		25		7,633
		40	10,111	
		50	20,517	7,402
	40	13		10,143
		20	8,011	10,216
		25		10,258
		40	12,589	
		50	22,995	10,027
50	13		12,768	
	20	10,489	12,841	
	25		12,883	
	40	15,067		
	50	25,473	12,652	
分担金(加入金,消費税含む)		13mm 52,500円 ~	13mm 63,000円 ~	
その他		メ - タ - 使用料なし	上記料金には次のメーター使用料含む 13mm:110円 20mm:180円 25mm:220円 40mm以上:自己負担で設置 (主に野呂山高原 ロッジ,キャンプ場に 給水する野呂山簡 易水道事業が別途 あり)	

(継続協議項目)

協議第 31 号
下水道事業の取
扱いのうち、下
水道使用料、受
益者負担金、水
洗便所改造資金
貸付制度の取扱
い

水洗便所改造資金については、呉市は貸付制度、川尻町は補助制度となっ
ている。

20m³下水道使用料(月額・税込)

呉 市	川尻町
2,458円	3,465円

下水道使用料は、呉市の基準に統一す
るものとする。

下水道事業受益者負担金及び水洗便所
改造資金貸付制度については、呉市の制
度に統一するものとする。

下 水 道 使 用 料	区 分	呉 市		川尻町	
		排 出 水 量 (使用料は税込み月額)	使 用 料 単 位 (円)	使 用 料 単 位 (円)	使 用 料 単 位 (円)
		8m ³	918	-	-
		10m ³	988	1,365	1,365
		15m ³	1,723	2,310	2,310
		20m ³	2,458	3,465	3,465
		30m ³	4,253	5,880	5,880
		40m ³	6,238	8,295	8,295
		50m ³	8,222	10,710	10,710
		100m ³	19,405	22,785	22,785
下水道事業受益者負担金		対象者	下水道が整備されてい る区域内に土地を持っ ている人	(呉市に同じ)	
		負担額	110円/m ³	410円/m ³	
		納付方法	年に1回で1～3年払い (前納報償金なし)	一括又は5年間で20期 (前納報償金制度あり 最高29%)	
水洗便所改造資金貸付制度			水洗便所改造工事内容 により、1件につき10万 円～45万円の無利子貸 付	水洗便所改造工事時期 により、1件につき6万円 ～10万円を補助	

市町村建設計画の作成に関する協議事項

	協議事項	内 容	調整方針（合併協定案）	協議結果等
17	協議第 18 号 新市建設計画	合併後のまちづくりビジョン， 事業計画作成	合併後の建設計画は，別添の「呉市・川尻町合併建設計画（まちづくりビジョン）」に定めるところによるものとする。	平成 15 年 7 月 1 日，第 5 回協議会で「呉市・川尻町合併建設計画（まちづくりビジョン）」を提案

呉市・川尻町合併建設計画 (まちづくりビジョン)

呉市・川尻町合併協議会

目 次

計画策定の方針	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成	1
3 計画の期間	1
呉市・川尻町の概況	2
1 現況	2
2 呉市と川尻町との結び付き	5
3 川尻町のまちづくりの特色	5
合併の必要性と効果	6
1 合併の必要性	6
2 合併の効果	8
まちづくりの基本方針	10
1 まちづくりの目標	10
2 まちづくりの基本方針	11
3 呉市の役割	12
4 川尻町の役割	12
5 川尻町各地区の特性と土地利用の方針	13
まちづくり計画	15
1 誰もが活躍できる健康福祉都市の形成	16
2 人にやさしい環境共生・文化都市の形成	17
3 多彩な地域資源を活かした産業創造都市の形成	19
4 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成	20
5 効率的・効果的な行財政運営	21
公共施設の統合整備	23
財政計画	24

計画策定の方針

1 計画策定の趣旨

本計画は、第3次川尻町総合計画及び関連計画である第2次川尻町国土利用計画の理念を継承するとともに、第3次呉市長期総合計画との整合を図り、呉市と川尻町の合併後の新しいまちづくりを総合的、かつ、効果的に推進するため、合併後の新市のまちづくりの目標及びこの目標実現のための総合的な「まちづくり計画」を定めるものです。

呉市及び川尻町には、少子・高齢化、産業振興、定住促進、さらには、総合的な交通体系の強化など、様々な行政課題があり、地域活性化に向けた施策の展開が求められています。

合併後は、呉市の拠点性を高めるため、高次都市機能や産業業務機能をさらに充実させるとともに、川尻町的生活環境の整備や産業振興をはじめ、優れた自然景観や歴史的資源の活用など、それぞれの特性や機能を相互に生かしたまちづくりが必要です。

そのため、合併後の新しいまちづくりの目標や基本方針を定めるとともに、総合的、計画的な施策項目を体系的に明らかにし、その具現化に努めることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ります。

2 計画の構成

本計画は、次の項目で構成しています。

- 計画策定の方針
- 呉市・川尻町の概況
- 合併の必要性と効果
- まちづくりの基本方針
- まちづくり計画
- 公共施設の統合整備
- 財政計画

3 計画の期間

まちづくりの基本方針に基づく、「まちづくり計画」及び「財政計画」は、平成16年度から平成25年度までの10カ年計画とします。

呉市・川尻町の概況

1 現況

(1) 位置・特性

呉市

呉市は広島県の西南部，東経132°34′，北緯34°14′に位置する瀬戸内海に面した気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

市域面積は155.08km²，その内約54%が山林であり，平たん地が少なく，海まで張り出した山塊によって市街地が各地区に分かれています。臨海部は重工業地帯で占められ，急傾斜地に民家が密集した土地利用形態となっており，また，内陸部の丘陵地は，住宅地，工業団地，農地等として利用されています。

一方，こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ，灰ヶ峰，休山等からの瀬戸内の美しい島々の眺望や二河峡，二級峡の多彩な峡谷美の景観は，貴重な観光資源として，また，市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれています。

川尻町

川尻町は，広島県の中央南部の豊田郡に属し，西に呉市，東に安浦町が接し，南は瀬戸内海を隔てて，蒲刈町などの島しょ部の島々と面しています。また，平成12年1月の安芸灘大橋の完成によって，川尻町は本州と島しょ部とをつなぐ玄関口となっており，呉市の中心部との距離は約15kmで，JR呉線及び国道185号等によって結ばれています。

町域面積は，16.85km²と，県下では7番目に小さい町で，町のシンボルである国立公園野呂山は標高800m前後の高原を形成するとともに，膳棚山をはじめとした峰を擁しながら2本の尾根を中心部まで配し，さらに，東西においては，海岸付近まで尾根を延ばしています。

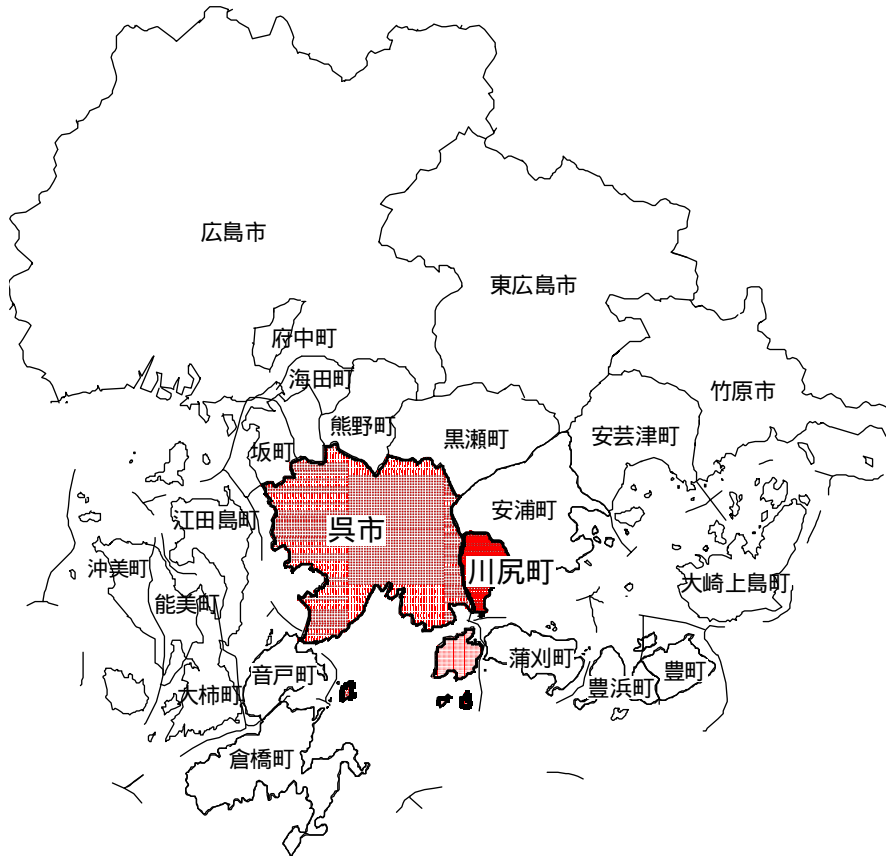
この尾根を縫うように西から江の川，光明寺川，大才川の3本の川が瀬戸内海に注いでおり，この河川沿いを中心に小規模ながらまとまった平たん地及び緩傾斜地などが形成され，さらに，海岸線に沿って帯状に平たん地が伸びており，生活空間は瀬戸内海に開かれた形でコンパクトな形態となっています。

産業面の特性としては，伝統的な地場産業である「筆づくり」に加え，輸送用機械器具製造業等の企業が立地し，基幹産業として位置づけられています。

また，野呂山には，野呂高原ロッジ，展望台，オートキャンプ場，筆づくり資料館，野呂山芸術村など，数多くの施設が整備されており，岩海遊歩道と合わせ広域的な野外レクリエーションゾーン，芸術・文化交流ゾーンとしての機能を有しています。さらに，沖合に浮かぶ緑豊かな無人島・柏島は，自然環境が保全されており，安芸灘諸島の他の島々とともに，瀬戸内海の美しい景観を形成しています。

川尻町では，これらの自然・歴史・文化的資源を大切に魅力あるまちづくりが進められています。

位置図



(2) 歴史

呉市

明治19 (1886) 年	第二海軍区軍港に指定
明治22 (1889) 年	呉鎮守府開庁
明治35 (1902) 年	和庄町・荘山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し市制施行
明治36 (1903) 年	呉海軍工廠設立
昭和 3 (1928) 年	吉浦町・阿賀町・警固屋町の3町を編入
昭和16 (1941) 年	広村・仁方町の2町村を編入
昭和26 (1951) 年	呉港が重要港湾に指定され、翌年呉市が港湾管理者となる。
昭和31 (1956) 年	天応町・昭和村・郷原村の3町村を編入
平成 6 (1994) 年	呉市と周辺12町が呉地方拠点都市地域に指定
平成12 (2000) 年	特例市に指定
平成14 (2002) 年	市制施行100周年
平成15 (2003) 年	下蒲刈町を編入

川尻町

明治22 (1889) 年	市制町村制の施行により、川尻村となる。
大正11 (1922) 年	町制を施行
昭和25 (1950) 年	野呂山が瀬戸内海国立公園に指定
昭和31 (1956) 年	境界変更によって賀茂郡から豊田郡に移管
昭和33 (1958) 年	町村合併促進法に伴い、安登村の一部小用地区を編入
昭和60 (1985) 年	野呂山頂に「筆づくり資料館」完成
平成 5 (1993) 年	町総合文化センター完成
平成12 (2000) 年	「安芸灘大橋」完成

(3) 人口（呉市分には、平成15年4月1日に合併した旧下蒲刈町分を含む。）

人口推移

（国勢調査）

（人）

	S55年	S60年	増減数	H 2年	増減数	H 7年	増減数	H12年	増減数
呉市	238,640	230,359	-8,281	220,259	-10,100	212,697	-7,562	205,382	-7,315
川尻町	10,185	10,661	476	10,686	25	10,603	-83	10,380	-223
合計	248,825	241,020	-7,805	230,945	-10,075	223,300	-7,645	215,762	-7,538

年齢階層別人口構成

（国勢調査）

（人）

	H 7年			H12年					
	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	増減数	15～64歳	増減数	65歳以上	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
呉市	29,684	143,657	39,347	27,694	-1,990	133,365	-10,292	44,318	4,971
	14.0%	67.5%	18.5%	13.5%	-6.7%	64.9%	-7.2%	21.6%	12.6%
川尻町	1,732	7,068	1,803	1,441	-291	6,793	-275	2,145	342
	16.3%	66.7%	17.0%	13.9%	-16.8%	65.4%	-3.9%	20.7%	19.0%
合計	31,416	150,725	41,150	29,135	-2,281	140,158	-10,567	46,463	5,313
	14.1%	67.5%	18.4%	13.5%	-7.3%	65.0%	-7.0%	21.5%	12.9%

就業構造

（国勢調査）

（人）

	H 7年			H12年					
	1次産業	2次産業	3次産業	1次産業	増減数	2次産業	増減数	3次産業	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
呉市	1,695	33,821	67,929	1,064	-631	29,429	-4,392	65,296	-2,633
	1.6%	32.6%	65.5%	1.1%	-37.2%	30.5%	-13.0%	67.6%	-3.9%
川尻町	120	2,594	2,473	69	-51	2,276	-318	2,557	84
	2.3%	49.9%	47.6%	1.4%	-42.5%	46.4%	-12.3%	52.1%	3.4%
合計	1,815	36,415	70,402	1,133	-682	31,705	-4,710	67,853	-2,549
	1.7%	33.4%	64.6%	1.1%	-37.6%	31.2%	-12.9%	66.9%	-3.6%

2 呉市と川尻町との結び付き

(1) 日常生活圏の一体性

川尻町は呉市の中心部と約15kmの距離にあり，JR呉線や呉市営バスが運行されている一般国道185号等によって結ばれ，以前から住民間の交流も活発です。

また，川尻町から呉市への通勤・通学の割合は，それぞれ通勤人口の36.5%，通学人口の55.2%であるなど，両市町は一体的な生活圏を形成しています。

さらに，買い物など川尻町民の日常生活においても，日用品（最寄品）の19.1%が呉市で購入されているほか，通院の40.4%が呉市の医療機関を利用しているなど，両市町は非常に強いつながりがあります。

(2) 呉市と川尻町による広域行政

呉市と川尻町は，呉地方拠点都市地域の指定（平成6年9月）を契機に人材育成，地域間交流，教養文化活動等のソフト事業を共同して実施するため，呉広域市町村圏としてふるさと市町村圏の選定を受け，一部事務組合である「呉広域行政事務組合（1市8町で構成）」（昭和47年設立の呉広域市町村圏振興協議会を発展解消）を平成7年8月に設立しています。

また，平成13年4月からは広域行政圏域の見直しに伴い，江能広域市町村圏との統合がなされ，新たに「呉広域行政事務組合（1市12町で構成）」がスタートし，平成15年4月の呉市と下蒲刈町の合併に伴い1市11町での構成となっています。

(3) 国，県の管轄等

呉市と川尻町は，衆議院議員選挙区をはじめ，県の地域事務所，教育事務所，警察署管轄区域（広警察），さらに国の機関である社会保険事務所の区域も同一の管内となっています。

3 川尻町のまちづくりの特色

川尻町は，一人ひとりが大切にされ，住民が参加し活躍できるまちづくりを進める観点から，都市像として「野呂山と瀬戸内海が奏でる『人が輝くまち・かわじり』」を掲げ，基本テーマとして「参加が生み出す暮らしの芸術文化」を設定しています。

こうしたまちづくりの基本方針に基づき，海拔が839mと芸南地域有数の高さを誇り，山頂に34haの大高原を形成している瀬戸内海国立公園野呂山において，国民宿舎野呂高原ロッジ，展望台，絵のある休憩室，キャンプ場，遊歩道，筆づくり資料館の整備など「遊び，学び，感じる自分探しの快適高原づくり」を進め，野呂山芸術村や総合文化センター（ベイノロホール）などの生涯学習拠点施設と併せて，自然・歴史・文化の薫る芸術文化創造エリアとしての魅力づくりを推進しています。

また，コンパクトな地域空間の特色を生かすとともに，町内各地区の機能構成を踏まえながら，都市機能の充実や魅力づくりに努め，拠点ゾーンの整備，創出に取り組んでいます。

合併の必要性と効果

1 合併の必要性

(1) 生活圏の一体化と住民ニーズの多様化に伴う対応

近年のモータリゼーションの著しい進展や情報通信手段の発達などにより住民の日常生活圏は、ますます拡大しており、行政においても従来の行政区域を超えた広域的な対応が強く求められています。

また、住民ニーズも多様化を続けており、都市基盤や生活環境、福祉、教育、産業等の住民生活を取り巻く分野においても、ますます広域的な取り組みが求められています。

そのため、両市町が一体となって、より効率的・効果的な行財政運営に努め、住民サービスの質的向上を図る必要があります。

こうした中、行政レベルでは、すでに消防、ごみ処理などの分野において一体的な対応を行っています。また、呉市と川尻町とは、通勤・通学圏、商圈、医療圏など、住民の日常生活圏が一体化しており、既に一つの「まち」ともいえるほどになっています。

(表1 通勤・通学状況(15歳以上):平成12年国勢調査) (人・%)

区分	町内		第1位		第2位		第3位				
通勤	2,226	45.4	呉	1,792	36.5	広島	191	3.9	安浦	187	3.8
通学	68	10.6	呉	355	55.2	広島	117	18.2	黒瀬	22	3.4

図 通勤

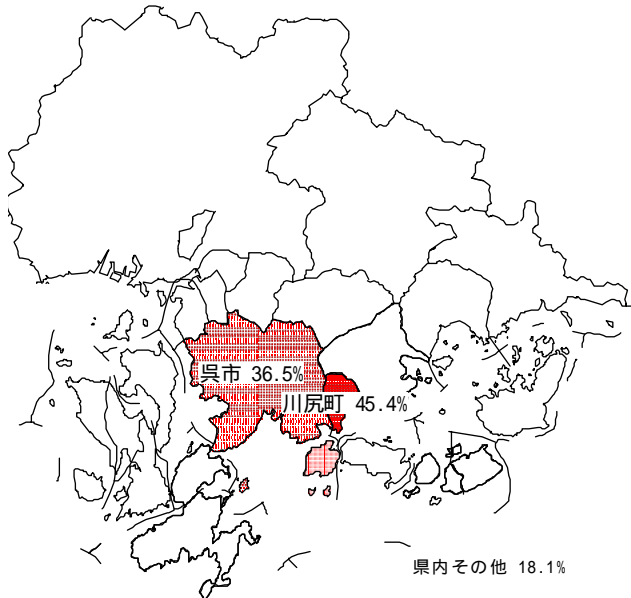
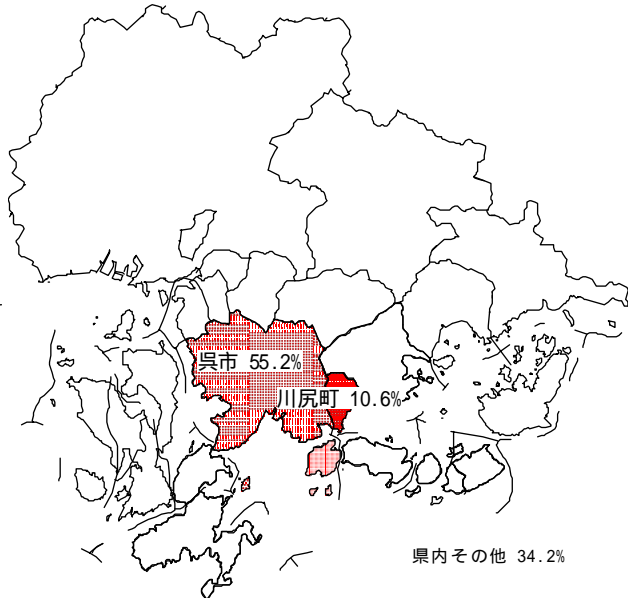


図 通学



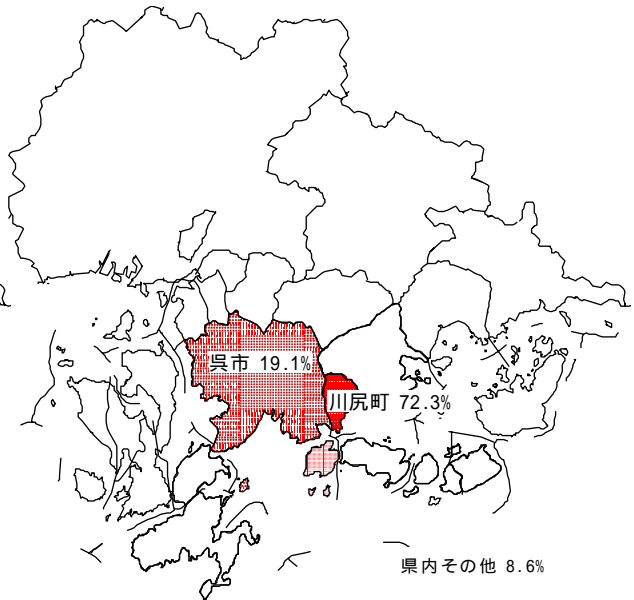
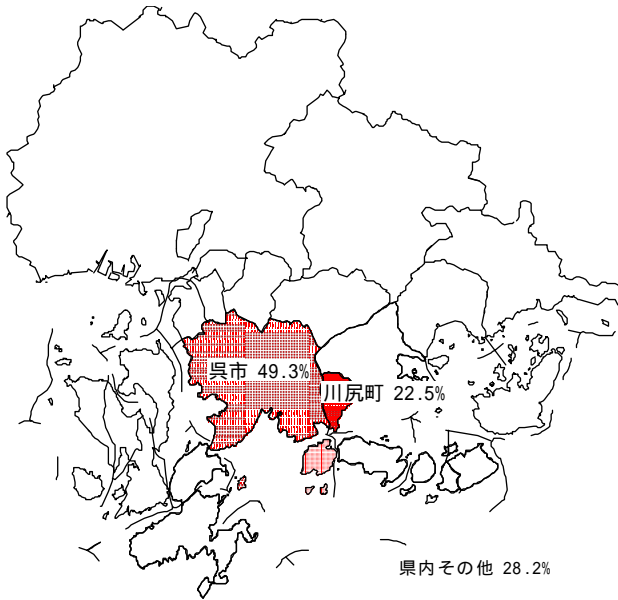
(表2 商圈：平成12年度広島県商圈調査)

(%)

区分	町内	第1位	第2位	第3位
買回品	22.5	呉	広島	-
最寄品	72.3	呉	広島	-

図 買回品

図 最寄品



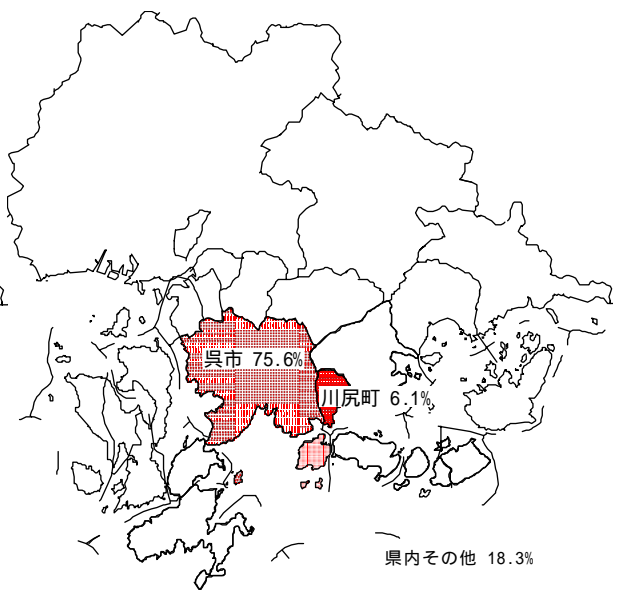
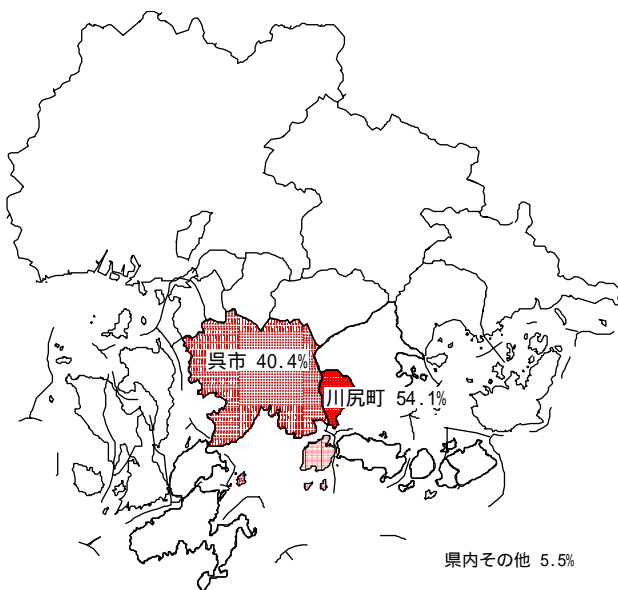
(表3 医療圏：平成7年広島県患者調査)

(%)

区分	町内	第1位	第2位	第3位
通院	54.1	呉	広島	東広島
入院	6.1	呉	黒瀬	広島

図 通院

図 入院



(2) 時代の潮流への対応

近年の社会経済情勢は、高齢化、国際化、情報化の進展など大きく変化するとともに、余暇時間の増加や物の豊かさから心の豊かさを求める意識が高まるなど、個人の価値観が多様化、高度化しており、行政においてもこれらへの的確な対応が求められています。

また、21世紀は「福祉の時代」、「地方分権の時代」ともいわれ、少子・高齢化の急速な流れの中で、少子化に伴う人口減対策と高齢化に伴う保健・福祉施策の充実等が大きな課題であるとともに、自治体の自主性、自立性を尊重し、地域住民の自己決定権を拡充していく地方分権の考え方が時代の潮流となり、地域ごとの創意工夫による個性的な魅力あるまちづくりが求められています。

こうした時代の潮流を踏まえたまちづくりを進めるためには、長期的な目標を掲げ、すべての施策の面で有機的連携を図りながら、住民と行政が一体となって新たなシステムを構築し施策展開を図ることが重要な課題となっています。

このため、合併によって都市経営を効率的・効果的に実施し、行財政基盤の整備・強化を推進する必要があります。

(3) 広域行政と合併

広域市町村圏を単位とし、一部事務組合等を活用した事務の共同処理を幅広く行う広域行政制度は、一定の成果も上がっていますが、総合的な行政主体として、迅速・的確な意思決定や事業展開をするためには、単一の自治体であることが最適です。

2 合併の効果

(1) 広い視野でのまちづくりの施策展開と個性的な地域づくりの推進

これまで、別々に実施してきた各種事業を一体的、効率的に実施することが可能となり、土地利用についても、より広い範囲で検討することにより、より広い視野で施策展開を図り、効率的・効果的な事業を推進することが可能となります。たとえば、呉市と川尻町は、JR呉線と国道185号などにより、一体的な交通網で結ばれていますが、JRや幹線道路の機能充実を一体的、効率的に図ることが可能となります。

また、合併後における川尻町の役割や機能を明確にすることで、地域の特性を生かしたまちづくりを推進しながら、地域の均衡ある発展や新市の一体性の速やかな確立を図ることが可能になります。

(2) 各種サービスの充実による住民の利便性の向上

日常生活圏と行政区域が一致することにより、窓口サービスや保育所等の施設利用など、様々な公共施設の利用が広域的に可能となり、住民の利便性がより一層向上することが期待できます。

また、川尻町では、各種のサービス（保健・福祉、環境、産業、まちづくり、教育・文化などの分野）の一層の充実が期待できます。

(3) 道路網などの生活インフラの整備促進

現在、川尻町で進められている上下水道、町内生活道路、防災関連事業などの生活環境整備を合併建設計画に位置付けることにより、一層の整備促進が図られ、また、

合併に伴う行財政基盤の強化により、重点的な投資が可能となり、各種都市インフラ整備がそれだけ早く実現できます。

(4) 消防・救急・防災体制の強化

平成13年3月に芸予地震が起こり、災害に対する体制整備の必要性が再認識されたところですが、川尻町においても、消防・救急・防災面における機能充実の必要性が強く求められています。

現在、川尻町の消防・救急業務は呉市が受託しており、今後は、地元消防団組織と呉市の消防署や出張所との更なる連携により、消防・防災体制や初期救急体制の強化・充実が促進されます。

まちづくりの基本方針

1 まちづくりの目標

(1) 瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成

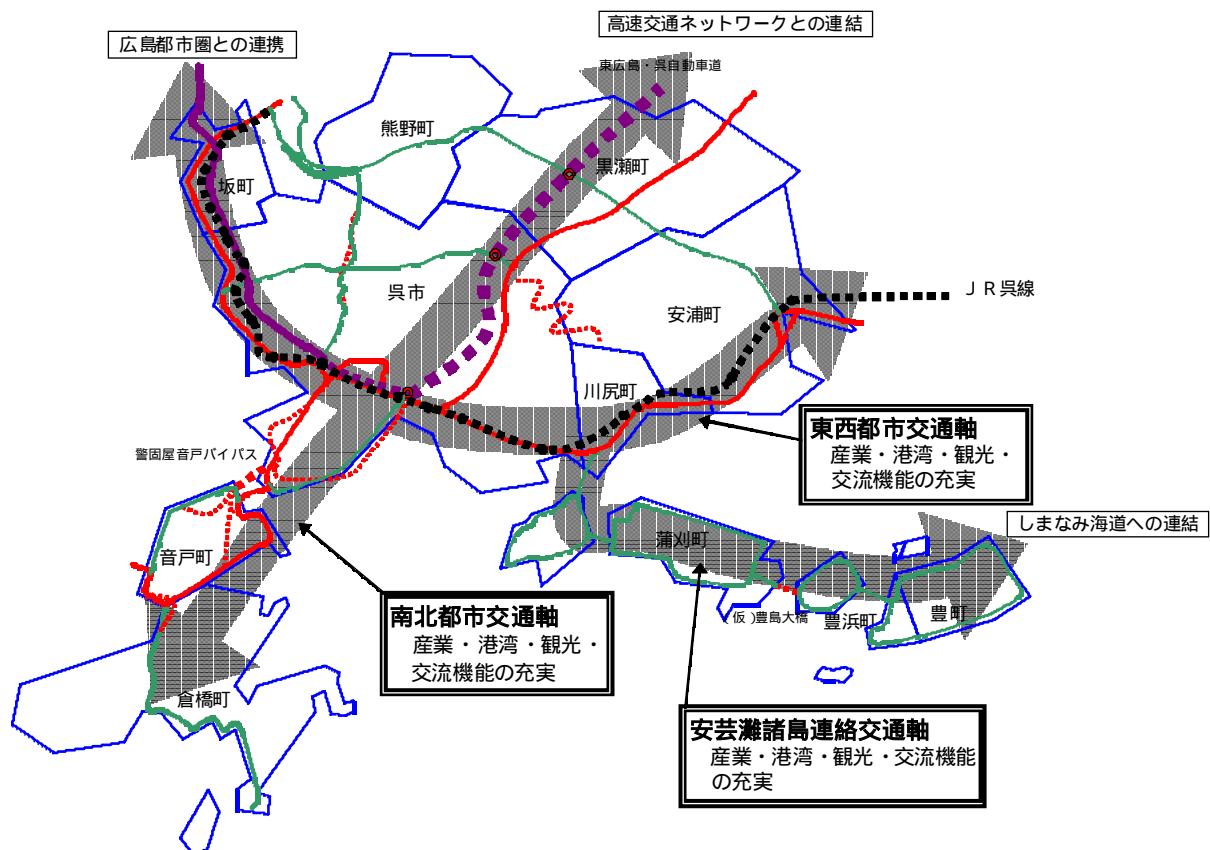
新呉市は、中国・四国地域における海洋拠点都市，広島都市圏の東部拠点都市，そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を充実させ、さらに、国内外との多様な交流拠点機能，定住機能，滞在機能など各地域の特性を生かした機能の分担を図ることで、圏域の一体化と一層の発展を実現させます。

また、新市のまちづくりに当たっては、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性や学術研究機関などの人的資源、さらには、歴史・文化資源や豊かな自然など多彩な地域資源を最大限活用しながら、自立した都市圏の形成を目指します。

(2) 産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

新呉市は、拠点都市として一層の産業業務機能や情報通信機能の充実など高次都市機能の強化を図るとともに、総合的な交通体系の整備をはじめ、東西・南北の都市交通軸を強化させ、多様な都市機能の充実を図りながら、産業、港湾、観光、交流の連携促進を図ります。

さらには、自然環境を保全、活用、創造するとともに、市民が安心して生活できる環境に調和した住環境の整備をはじめ、新しい潮流の中で21世紀の課題に対応したまちづくりを進め、市民が誇りと魅力を感じることができる都市を目指します。



2 まちづくりの基本方針

(1) 誰もが活躍できる健康福祉都市の形成

21世紀のキーワードの一つである「少子・高齢化」への対応は、新市の大きな課題の一つです。

市民の誰もが生涯にわたって、心身ともに健やかで生き生きとした生活を送るには、保健・医療・福祉の連携による総合的で多様な地域福祉サービスの充実が求められています。

このため、住民相互の支え合いを基本とした共助・協働型福祉活動を推進し、地域の多様なニーズに柔軟に対応する地域福祉活動の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、高齢者、障害者、女性、子ども外国人等、すべての人にやさしいまちづくりを推進し、住みやすく住んでみたい「定住するまち」を目指します。

さらには、情報技術の活用を図りながら、保健・医療・福祉の地域拠点の整備を推進し、社会全体で支える福祉サービスの充実、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化を進めるとともに、消防・救急体制の強化をはじめ、防災、交通安全・防犯対策の推進など、安全なまちづくりを進め、市民のライフステージに合わせた、市民誰もがやさしく、また、誰もが健康で安心して生き生きと活躍できる「健康福祉都市」を目指します。

(2) 人にやさしい環境共生・文化都市の形成

成熟化社会の進展に伴い、個性と創造性の志向が高まり、市民一人ひとり多様な価値観を認めあい、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる、心の豊かさを育てる環境づくりは、まちづくりの重要な施策の一つです。

そのため、自然と人間が共生し持続的発展を可能とする「人と地球に優しく環境に調和したゼロエミッション（廃棄物ゼロ）都市」を目指して、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道や生活道路などインフラ整備、緑地化、親水空間の創出などを図り、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めます。

また、新しい時代を担う子どもたちの「生きる力」を育み、心身ともにバランスのとれた発達を促すための教育環境の整備をはじめ、スポーツや文化・生涯学習など、市民が個性と能力を発揮し、生涯を通じて学び育む場や機会の充実を図るなど、人間形成の環境整備を進め、ゆとりと潤いのある「環境共生・文化都市」を目指します。

(3) 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

これまで地域経済を支えてきた製造業、農林水産業など既存産業の振興、育成はもとより、時代を先駆ける新産業づくりは、雇用機会の創出とともに、地域の活性化に大きく寄与するものです。

そのため、学術研究機関などの人的資源、また、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性を生かしながら、新市の立地条件や都市基盤を活用しつつ、広島国際大学や呉大学など高等教育機関や国、県、民間の試験研究機関との連携を図り、産学官の連携による海洋環境産業や医療・福祉産業、情報・通信産業など瀬戸内発信型の新産業の創出を図ります。

また、新市がもつ多様な歴史的・文化的な地域資源等を最大限活用し、それぞれ

の魅力を共有・享受することにより、多彩な光輝く地域を目指すとともに、「(仮称) 海事博物館」を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを積極的に推進するなど、工業、商業、農林水産業、観光産業など各産業の連携・融合化を促進し、圏域内外からの交流人口の増加を図り、地域性豊かな活力と賑わいのある「産業創造都市」を目指します。

(4) 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

新市の地理的・歴史的特性を生かし、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を分担することで、地域の一体的な発展を図る必要があります。

そのため、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、さらには、滞在機能など各地域の特性を生かした機能分担を図ることで多機能都市を形成し、地域の自立的発展を促しながら、圏域の一体化と一層の発展を図ります。

また、拠点都市としてふさわしい総合交通体系をはじめ、産業業務機能、情報通信機能、港湾機能の充実など高次都市機能を強化するとともに、多様な交流機能の充実を図り、「海洋交流都市」を目指します。

(5) 効率的・効果的な行財政運営

良好な行政サービスの提供はもとより、時代の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を目指し、事務事業や組織機構の見直しをはじめ、職員の定員管理や資質向上に努めます。

また、財政基盤強化のため自主財源の確保に努めるとともに、限りある財源を有効に活用する手法の導入を図ります。

3 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や多様な就業・就学機会、保健・医療・福祉、文化、都市的賑わいなどのサービスや機会を提供するため、総合的な交通ネットワークの整備をはじめ、産業業務機能、港湾機能、情報通信機能の充実を図るとともに、保健所などを有する中核都市の機能を十分に生かし、少子・高齢化対策をはじめ、教育、環境、福祉施策の充実などより一層、高次都市機能を強化し、新市の拠点性の向上と地域の連携による一体的な発展を図ります。

4 川尻町の役割

新市の拠点性の向上及び定住機能の強化、さらには、地域の活性化を図る観点から、コンパクトな地域空間の特色を生かした魅力あるまちづくりを推進するとともに、地場産業の振興に努め、多様な活動を支える自立したサブ拠点としての機能を充実します。

また、国立公園野呂山の優れた自然景観や歴史的資源を活用しながら広域的なレクリエーション機能の充実を図ることで、自然を体感するゾーンとしての役割を担うことが期待されます。

5 川尻町各地区の特性と土地利用の方針

川尻町には、安芸灘大橋の開通により、安芸灘諸島との結節点となった小仁方地区、行政機能や商業機能など主要な都市機能が集中する中央地区、自然海浜が残されている小用地区、さらには、瀬戸内海国立公園野呂山の緑豊かな自然など、多様性に富んだ資源があります。

こうした各地区の特性を生かしながら、質の高い土地利用を総合的、かつ、計画的に推進し、市域全体の均衡ある発展を目指すことを基本とした土地利用を図ります。

【中央地区】

行政機能のサブ拠点、計画的な住環境及び港湾・交流拠点づくり

支所機能や保健センターを整備し、保健・福祉のサブ拠点としての機能や行政機能の充実を図り、地域密着型サービスの展開に努めます。

生活幹線道路や下水道などの整備を図り、居住機能を充実します。

J R安芸川尻駅及び駅周辺の総合的な整備とともに、J R呉線の機能強化を促進します。併せて、国道185号の機能強化を図り、総合交通体系の整備を進めます。

川尻港西港地区の整備を促進し、港湾・交流拠点としての機能充実を図ります。

【小用地区】

快適居住環境づくり

用途地域を拡大することにより居住地区としての適正な土地利用を図ります。

生活幹線道路や下水道の整備、さらには、防災対策などを推進し、居住機能を充実します。

【小仁方地区】

安芸灘諸島と連携した産業・交流拠点づくり

安芸灘諸島との結節点という地理的特性を生かし、交流機能の強化を図ります。

工業系と住宅系からなる土地利用形態となっており、安芸灘諸島との連携による地域振興や都市機能としての下水道の整備を計画的に推進します。

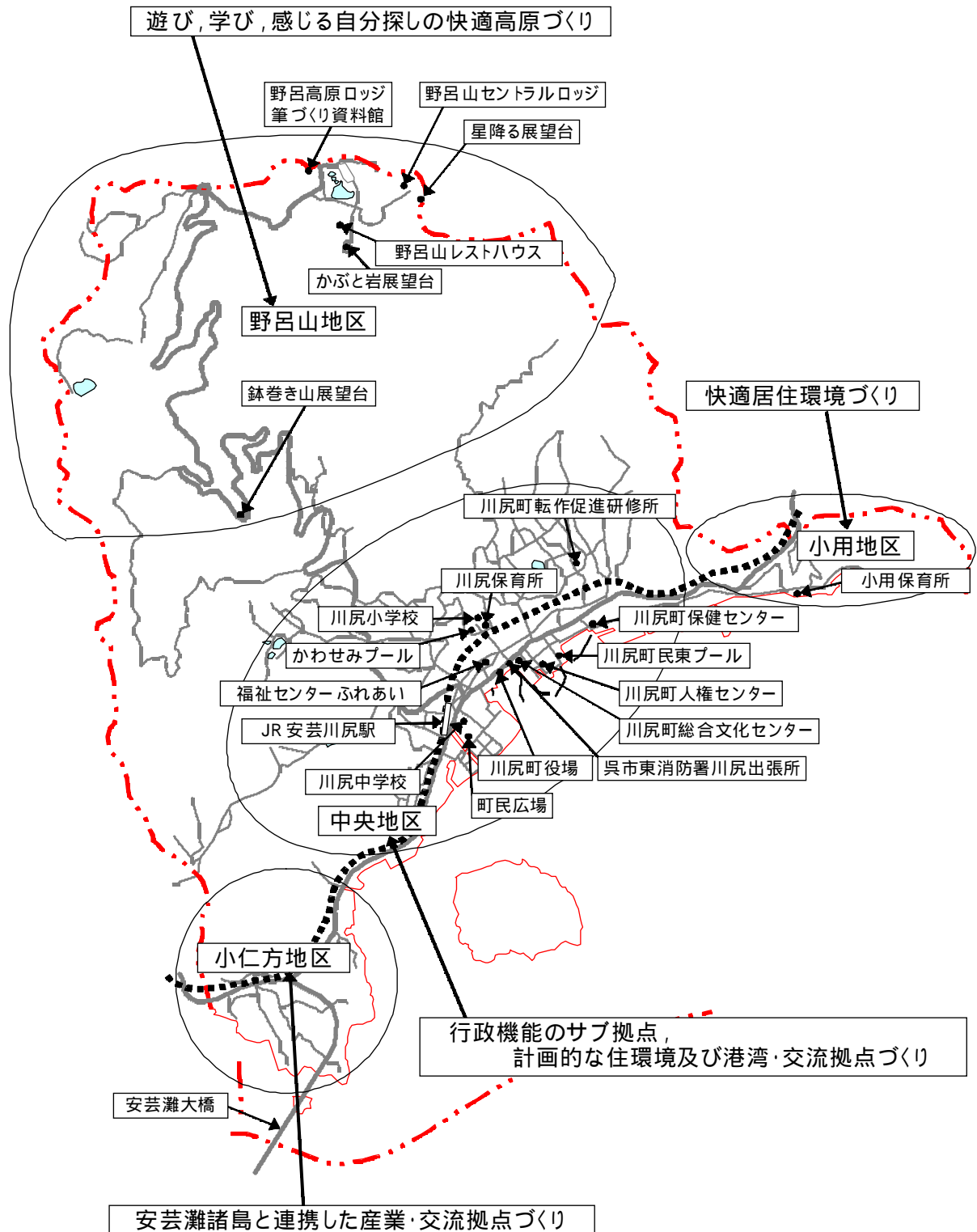
【野呂山地区】

遊び、学び、感じる自分探しの快適高原づくり

野呂山の豊かな自然や既存施設等を活用するとともに、キャンプや山登りなど、アウトドアスポーツの拠点としての利用促進を図ります。

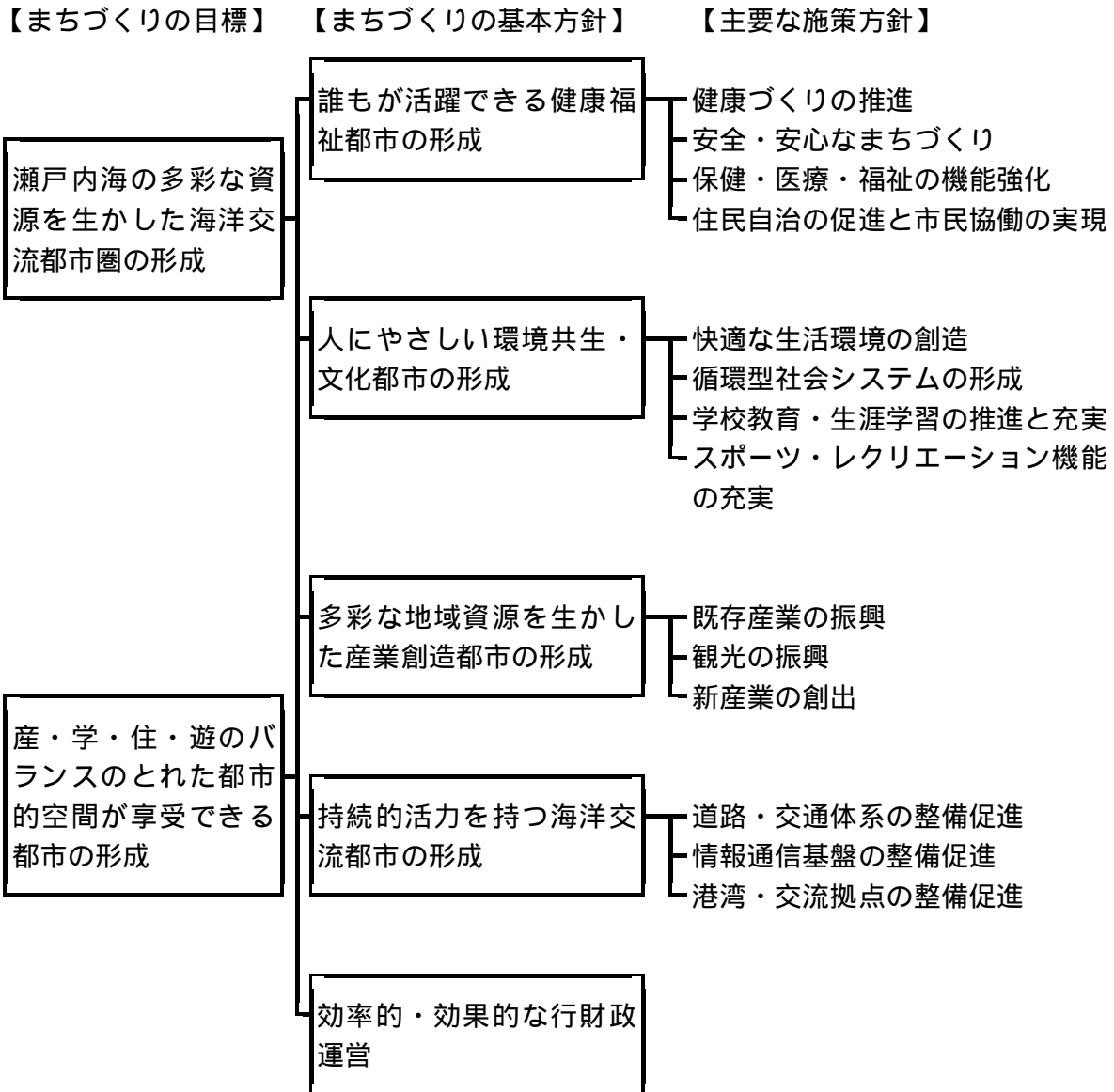
呉市の都市型観光機能と野呂山の自然体験型観光機能の連携を図り、周遊性のある個性豊かな観光・レクリエーション機能を強化し、交流人口の増加を図ります。

川尻町の主な施設及び各地区の土地利用イメージ



まちづくり計画

呉市と川尻町との迅速な一体化を促進し、更なる地域の発展と市民福祉の向上を図るため、まちづくりの目標及び基本方針に基づく主要な施策の方針を次のとおり定め、総合的、かつ、計画的な施策を展開します。



1 誰もが活躍できる健康福祉都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 健康づくりの推進

健康な身体は豊かな生活を営む基盤であり，人々の健康づくりに対する関心は年々高まっています。

そのため，呉市では，市民一人ひとりがいきいきと自分らしく暮らすことができるまちづくりを進めるため，「健康寿命」(自立して活動できる期間)の延伸を目指した『健康くれ21』を策定しています。

この計画実現のため，運動と笑顔による健康づくり事業，食と笑顔による健康づくり事業などを展開していきます。

さらには，人生80年時代を介護の必要なく健康で安心して過ごし，誰もが健康でいきいきと社会活動に参加できるよう，保健センターをはじめとした保健・医療・福祉の地域拠点機能の整備，保健師など専門職員の適正な配置などにより，各種検診業務の充実，健康相談機能，予防体制の強化などの事業を総合的・体系的に実施します。

(2) 安全・安心なまちづくり

高齢者をはじめ，障害者，女性，子ども，外国人などすべての人が安全に，そして安心して生活できるまちを目指します。

そのため，公共施設や公益的施設の段差の解消，スロープ，点字ブロック，エレベーターの設置などユニバーサルデザインの考え方を基本にまちづくりを推進していきます。

また，自然環境を最大限保全しながら，安全・安心な生活環境を創出するため，小仁方地区の急傾斜地崩壊対策事業，小仁方川の河川改修をはじめ，川尻町西5丁目から東2丁目までの海岸保全区域における高潮被害を防ぐための海岸護岸整備事業，小川支川及び小用地区などの通常砂防事業，大才川や江の川などの河川改修事業を計画的に行います。

さらに，地域の防災性を高めるため，川尻小学校及び中学校などに広域避難所としての機能の充実を図るとともに，緊急の事態や災害の発生に対して速やかに対応できるよう，従来から川尻町の消防・防災面で大きな役割を果たしてきた消防団の消防ポンプ車及び可搬ポンプ積載車の更新をはじめ，狭隘道路の整備や防災行政無線の一体的な整備，消防緊急通信指令システム等の更新など，防災機能や住民への情報伝達の強化に努めます。加えて，呉市防災センターの活用促進を図るなど，市民の防災意識の高揚にも努めます。

(3) 保健・医療・福祉の機能強化

少子高齢化の進展に伴い，保健・医療・福祉が連携し，迅速，かつ，一体的なサービスが提供できるよう体制の整備や機能強化が必要となっています。

そのため，福祉意識の高揚を図るとともに，老人保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき，保健・医療・介護サービスの充実や介護保険施設等の整備に努めます。

また，少子化対策として，川尻保育所の整備を推進し，一時保育や延長保育，障害児保育など，多様なニーズに対応した保育を実践するとともに，幼稚園と連携を図ることにより，豊かな心を育む保育や幼児教育の充実に努めます。加えて，乳幼

児医療費助成の充実，計画的な放課後児童会の開設，子育て支援ネットワークの拡充など児童福祉の向上を図り，子育て支援に努めます。

さらに，市民が等しく適切な保健・医療の機会に恵まれ，健康な生活を送ることができるよう，保健・医療サービスの提供体制を整備し，保健医療従事者の確保を進めるとともに，全市的な保健・医療・福祉情報システムの確立に努めます。

(4) 住民自治の促進と市民協働の実現

新市が一体となって発展していくためには，地域コミュニティのより一層の育成を図り，市民相互の連帯意識を強化するとともに，市民が主体となった地域振興策が必要です。

そのため，市民の連帯の強化と地域振興のための事業の費用に充てるための基金を造成するとともに，住民の創意工夫を生かした自主的・主体的なコミュニティ活動の展開を支援するなど，市民協働のまちづくりを推進します。

また，出前トークをはじめ，市長への手紙やメールなど広報・広聴機能の充実に努めるとともに，地域コミュニティの活性化と市民協働活動の支援に努め，市民と行政の協働による心ふれあう住民本位のまちづくりを目指します。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
防災対策事業	小川支川等の護岸改修	県市
	急傾斜地の整備（小仁方）	
海岸整備事業	高潮対策護岸の整備	県
保育施設整備事業	川尻保育所の整備	市
地域振興基金積立事業	地域振興のための基金造成	市

2 人にやさしい環境共生・文化都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 快適な生活環境の創造

自然に親しみながらゆとりと潤いのある快適な生活を営むことができるよう，計画的な緑地整備や親水空間の創出など居住環境の整備に努めます。

そのため，公衆衛生の向上に寄与するとともに，河川など公共用水域の水質保全に資する下水道の整備をより一層推進します。

また，災害時を含め，市民に安全で良質な水の安定供給を確保するため，老朽施設の更新をはじめ，施設の近代化や高度化，耐震性の強化など給水体制や維持管理体制の整備・充実を図ります。

さらに，老朽化した斎場について，広域的な見地から整備を図るとともに，川尻町内の東西及び南北の生活道路軸の形成を念頭におきながら，久俊補助1号など住民に最も身近な生活道路について，年次的，計画的に新設，改良などの整備を推進し，快適な住環境の創造に努めます。

(2) 循環型社会システムの形成

21世紀の社会では、環境と共生したまちづくりが求められています。

そのため、環境施策を総合的、かつ、計画的に推進するための指針である「呉市環境基本計画」に基づき、循環型社会の確立に向けた施策の展開を図ります。

その一つとして、ごみの減量化・資源化への対応について、資源物の集団回収を行うなど、市民、民間事業者などの理解と協力を得ながら地域全体で取り組みます。

また、太陽光発電の活用やコージェネレーションシステムの導入など、環境に優しいエネルギーの活用や雨水利用など水資源の循環的利用促進にも努めます。

(3) 学校教育・生涯学習の推進と充実

人間形成の基礎を培い豊かな心を育てるための学校教育環境や生涯学習機能の整備を推進します。

そのため、学校教育環境の整備については、建築から一定年数を経過し、老朽化した川尻中学校校舎等の改築・改修を計画的に推進し、良質な教育環境を確保するとともに、災害時の避難場所としての機能を強化します。

また、地域住民等の学校教育への参画授業など開かれた学校づくりを推進し、社会教育との連携による地域の教育力の向上を図るとともに、校内LANの整備やインターネットへの接続などIT教育の充実に努めます。

生涯学習については、野呂山頂部に自然学習歩道や植物等学習解説板などを整備し、動植物等の観察など豊かな自然を活用した総合学習の場を提供するとともに、図書館の情報化やサービスの高度化を図るためのネットワーク化など、総合文化センターの機能や事業内容の充実に努め、生涯学習拠点としての利用促進や地域住民が利用しやすい運営に努めます。

また、学校の余裕教室等の活用を図りながら、地域の文化財等の収蔵、展示や郷土の歴史文化の学習ができるような機能の整備に努めます。

(4) スポーツ・レクリエーション機能の充実

価値観が多様化した現代、余暇の過ごし方に対するニーズも多様化し、その対応が求められています。

そのため、野呂山頂部の豊かな自然を生かし、氷池周辺や散策道、登山者のための施設案内標識及び道標柱などの整備に努めるとともに、サイクリングや星空の観察など、誰もが自然に触れることができるような整備を進めます。また、野呂山の四季折々の魅力を誰もが感じることでできるよう、多様なイベントを開催するとともに、山頂部に整備されたキャンプ場等野外活動施設など、各施設を総合的・効果的に活用し、大自然の中で様々な体験や出会いと交流の機会を提供することができるレクリエーションの場としての整備を進めるなど、新たなニーズに対応した余暇活動の拠点として「遊び、学び、感じる自分探しの快適高原」をコンセプトに野呂山の再整備を図ります。

また、スポーツ施設の機能強化を図るため、地域のプールや町民グラウンドなどを気軽に利用できるよう施設の充実に努めます。さらに、多目的運動広場やイベント広場など、住民が集い、交流を図る場としての整備を進めるとともに、屋内スポーツを楽しむことができるよう施設の整備に努めます。

そのため、新市全体の中でスポーツ施設の計画的な配置、機能の充実に努めるなど、スポーツ拠点を整備することにより、多様化するスポーツの振興に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
野呂山総合整備事業	氷池周辺整備，案内標識及び登山道標柱の整備等	県・市
公共下水道整備事業	公共下水道の整備	市
教育施設整備事業	川尻中学校校舎の建替え	市
斎場整備事業	火葬場の新築	市
生活道路改良整備事業	森沖田線の道路改良	市
	中学校沖幹線の道路改良	市
	久俊補助1号の道路改良	市
	岩戸団地・大諏訪線道路の新設	市
	(仮称)丸岩・小仁方線道路の新設	市
	(仮称)小畑縄繰線補助1号道路の改良	市
グランド整備事業	造成，フェンス・照明設置	市

3 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 既存産業の振興

川尻町の伝統的地場産業である「筆づくり」に加え，船舶をはじめ砥石，グレーチングなどを中心とした基幹産業の振興はもちろん，営農環境の保全・整備，地域特性に応じた農業生産の促進を図るとともに，林業基盤の整備や漁業経営の安定など農林漁業振興に努めます。

そのため，JR呉線の機能強化，国道185号の改良，広域連携道路の整備促進など安全で効率的な交通輸送条件を整備し，工業生産活動を支える基盤づくりに努めるとともに，中小企業の経営近代化と生産性の向上を促進するために，呉地域産業振興センターなど関係機関と川尻町商工会等との連携を強化します。

また，後懸地区，西の宮地区，三ヶ峠の小規模農業基盤整備事業をはじめ，野呂山地区の林道整備事業，呉市郷原町から野呂山十文字ロータリーまでのふるさと林道郷原野呂山線の整備を推進するなど，農道，林道の開設をはじめとする農林業基盤や地域住民の生活環境の整備に努めます。

さらには，海底堆積物除去の実施により，漁場機能を回復させ，沿岸漁場生産の増大を図るとともに，魚礁の設置や自然石の海中への投入設置（築いそ）により，作り育てる漁業を推進し，漁家経営の安定と向上を図ります。

(2) 観光の振興

観光振興策としては，瀬戸内海国立公園の中心に位置し，また，県の中心部でもあり，地域の貴重な資源である野呂山を広域観光拠点の一つに位置付け，野呂高原ロッジの機能整備や登山者の利便性向上のための登山口付近での駐車場整備，県道野呂山公園線沿いの桜並木の充実など，憩いの場としての整備に努め，利用促進を図ります。

また，呉市郷原町と野呂山を結ぶふるさと林道郷原野呂山線の整備を促進し，両地域の一体的な整備を行いながら，広域観光ネットワークの形成に努めます。

さらに、「筆の資料館」をはじめ、筆産業を観光資源として活用するとともに、市民の協力の下、観光地の運営に必要な担い手（観光ボランティア等）の育成に努め、観光客と市民との交流の機会を拡大することにより、心温まるきめ細かな受け入れ体制の充実を図ります。

加えて、地域全体の観光資源を有機的に結びつけることにより、「瀬戸内歴史絵巻観光ネットワーク」を整備し、観光振興に努めます。

(3) 新産業の創出

呉市には、社会情報・看護系の「呉大学」、建築・情報通信系の「広島国際大学」、工学技術系の「呉工業高等専門学校」などの高等教育機関、「産業技術総合研究所中国センター」、「県立西部工業技術センター」などの試験研究機関、さらには、「呉地域産業振興センター」を中心に、地域の中小企業の新製品・新事業展開や新規創業などを支援する場としてのインキュベーション施設である「呉サポート・コア」や高速インターネット接続回線を整備した起業化支援の貸しスペースである「呉チャレンジ・コア」が立地しています。

このように充実した施設や機能の活用を図るとともに、特に新製品の開発、新規創業などをさらに支援するため「試作開発型事業促進施設（賃貸工場）」の整備を進め、川尻町の既存産業の振興・支援はもとより、筆産業など地域の技術を生かした新産業の創出に努め、新技術・新商品などの開発促進を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
小規模農業基盤整備事業	農道開設(後懸地区)	市
	農道開設(西の宮地区)	市
	農道開設(三ヶ峠)	市
林道整備事業	林道開設(郷原野呂山線)	県
	林道開設(野呂山地区)	市
漁港漁場機能高度化事業	魚礁設置	市
漁場環境保全創造事業	海底清掃	市
漁業経営構造改善事業	築いそ設置	市
新産業創出事業	試作開発型事業促進施設（賃貸工場）の整備	市

4 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 道路・交通体系の整備促進

新市の速やかな一体感の醸成や地域の均衡ある発展を図るためには、総合交通体系の整備が必要です。

そのため、総合的な交通体系の整備に向けて、国道185号（呉～安浦間）広域連携道路の整備促進やJR呉線の機能強化に努めるとともに、JR安芸川尻駅の駅前広場や駐車・駐輪場の整備をはじめ、駅へのアクセス道路の整備を図るなど、地域内循環バスの運行拠点としての整備を推進します。

また、川尻町内の幹線道路である国道185号の野呂山入り口などの交差点改良を進めるほか、市域内外との連携、交流を支える県道川尻安浦線や町道川尻本線1号など道路網の整備を進めます。

さらには、休山新道や東広島・呉自動車道など背後の幹線道路網と連絡することにより、近隣市町との有機的な連携や地域経済、産業、文化の発展並びに地域間交流の一層の促進が可能となる呉市阿賀地区のマリノ大橋（仮称）の整備を推進します。

(2) 情報通信基盤の整備促進

高度情報化社会に対応できるよう、インターネット技術を生かした高速地域情報通信ネットワークの構築や地域公共イントラネットの基盤整備を推進するなど、地域住民の利便性向上に配慮した施策の展開を図ります。

また、呉テクノパークの既存施設及び機器の有効活用を図るとともに、誰もが利用しやすい環境整備にも努め、情報化社会に対応した基盤整備を進めます。

(3) 港湾・交流拠点の整備促進

新市の速やかなる一体化と地域の均衡ある発展を図るため、川尻町地域における交流拠点の整備に努める必要があります。

そのため、駅前広場や駐車・駐輪場の整備をはじめとする、JR安芸川尻駅周辺の基盤整備に併せて川尻町中心部の活性化策の一つとして、川尻港西港地区一帯の整備を促進し、産業・港湾機能の充実を図るとともに、駐車場や地域住民の交流拠点の創出に努めます。

また、新市東部地区の一層の拠点性向上を図るため、JR新広駅周辺の整備を推進し、行政サービス機能、社会教育機能、保健・福祉機能などの充実を努め、公共施設の再整備、交通機能の強化など東部地区の都市機能や産業機能の整備充実を進めます。

さらには、JR呉駅周辺に多様で高次な都市機能、都市施設の集積を図り、新市の拠点性の向上に努める必要があり、陸の玄関口であるJR呉駅及び海の玄関口である宝町地区において、にぎわいのある交流拠点としての施設や（仮称）呉市海事博物館の整備をはじめ、呉駅・呉港周辺地区を結ぶ連絡道の整備を推進します。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
幹線道路改良事業	国道185号の右折レーン整備(野呂山入口等)	国
	一般県道川尻安浦線の道路改良	県
	町道川尻本線1号の道路改良	市
川尻港西港地区整備事業	物揚場等港湾施設、駐車場、交流拠点等の整備	県・市
JR駅・駅周辺整備事業	JR安芸川尻駅及び駅周辺の整備	市
	JR新広駅周辺の公共施設等の整備	市

5 効率的・効果的な行財政運営

地方分権の進展、多様化する行政需要に対応し、迅速かつ高度な行政サービスを提

供するため、行政情報の電子化を進め窓口業務等のオンライン化を強化するとともに、効率的・機能的な行政運営を目指し、事務事業の見直しや組織機構の改革を図り、経費の節減・合理化、職員の適正な配置や資質の向上のための研修等の充実に努めます。

また、事業実施前に事業コストと事業成果を把握し、その優先度や実施時期を検討しながら支出の効果が最大限となるよう事業評価を行うなど効率的な財政運営に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
行政情報化推進事業	高速情報通信網の整備等	市

公共施設の統合整備

公共施設の統廃合については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討・整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所機能を担う川尻町役場については、住民サービスの提供に支障が生じないよう十分に配慮しながら、行政情報の電子化など必要な機能整備を図ります。

財政計画

1 歳入

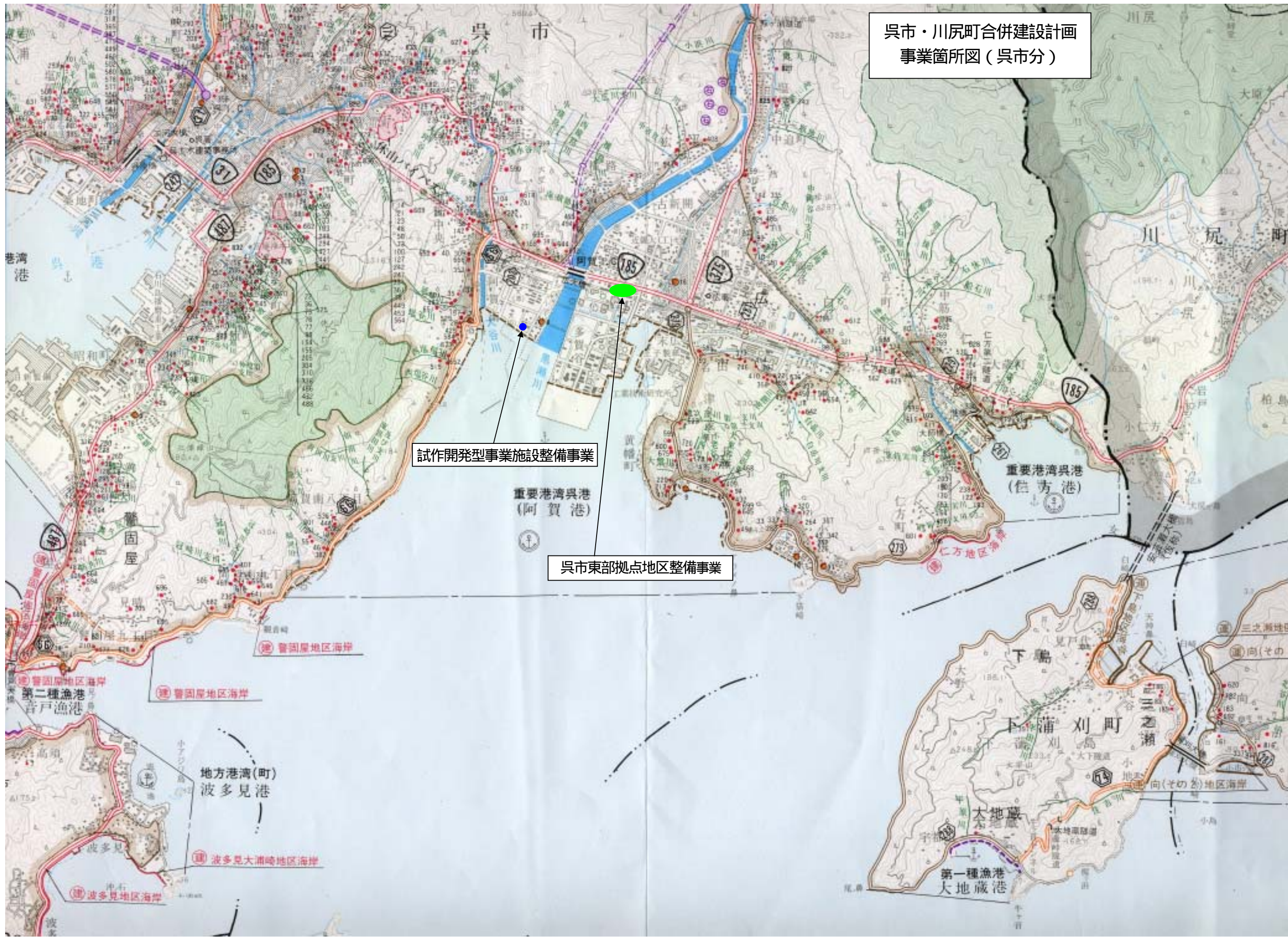
(単位:百万円)

区 分	金 額	備 考
市 税	265,358	市民税,固定資産税,軽自動車税,市たばこ税,入湯税,都市計画税
地 方 交 付 税	144,382	普通交付税,特別交付税
そ の 他 交 付 金	35,038	利子割交付金,地方消費税交付金,ゴルフ場利用税交付金,自動車取得税交付金,地方特例交付金等
国・県支出金	145,933	
市 債	111,453	
繰 入 金	4,952	
そ の 他	163,809	地方譲与税,分担金・負担金,使用料・手数料,財産収入,寄附金,諸収入
合 計	870,925	

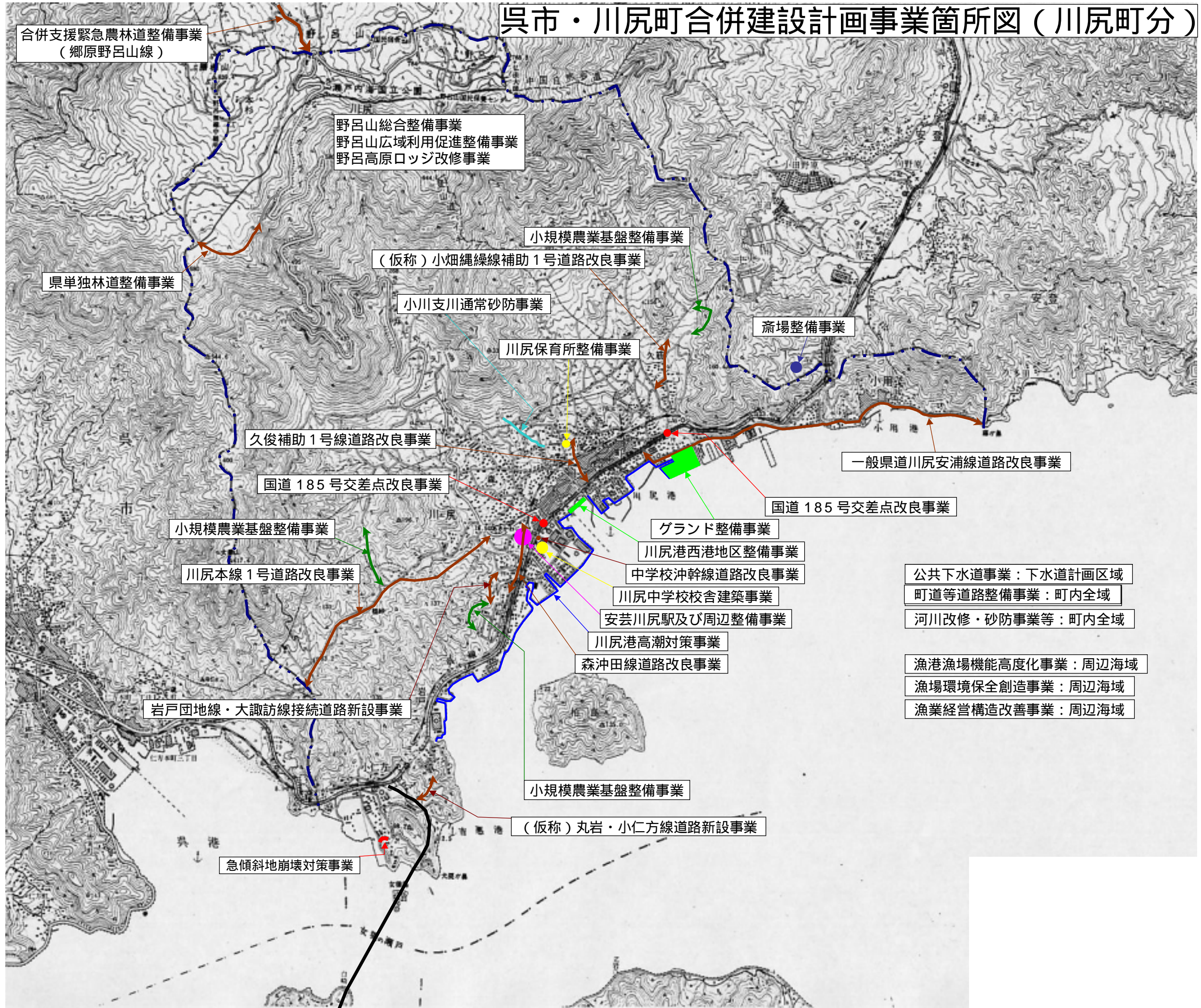
2 歳出

区 分	金 額	備 考
義 務 的 経 費	441,044	
人 件 費	190,439	
扶 助 費	138,618	
公 債 費	111,987	
投 資 的 経 費	147,264	
建 設 事 業 費	147,264	
そ の 他 の 経 費	282,617	
物 件 費	74,181	旅費,需用費,委託料等
維 持 補 修 費	12,220	修繕料,原材料費等
補 助 費 等	51,319	負担金,補助金,報償費等
積 立 金	2,055	
そ の 他	142,842	貸付金,投資及び出資金,繰出金等
合 計	870,925	

呉市・川尻町合併建設計画
事業箇所図（呉市分）



呉市・川尻町合併建設計画事業箇所図（川尻町分）



- 公共下水道事業：下水道計画区域
- 町道等道路整備事業：町内全域
- 河川改修・砂防事業等：町内全域
- 漁港漁場機能高度化事業：周辺海域
- 漁場環境保全創造事業：周辺海域
- 漁業経営構造改善事業：周辺海域

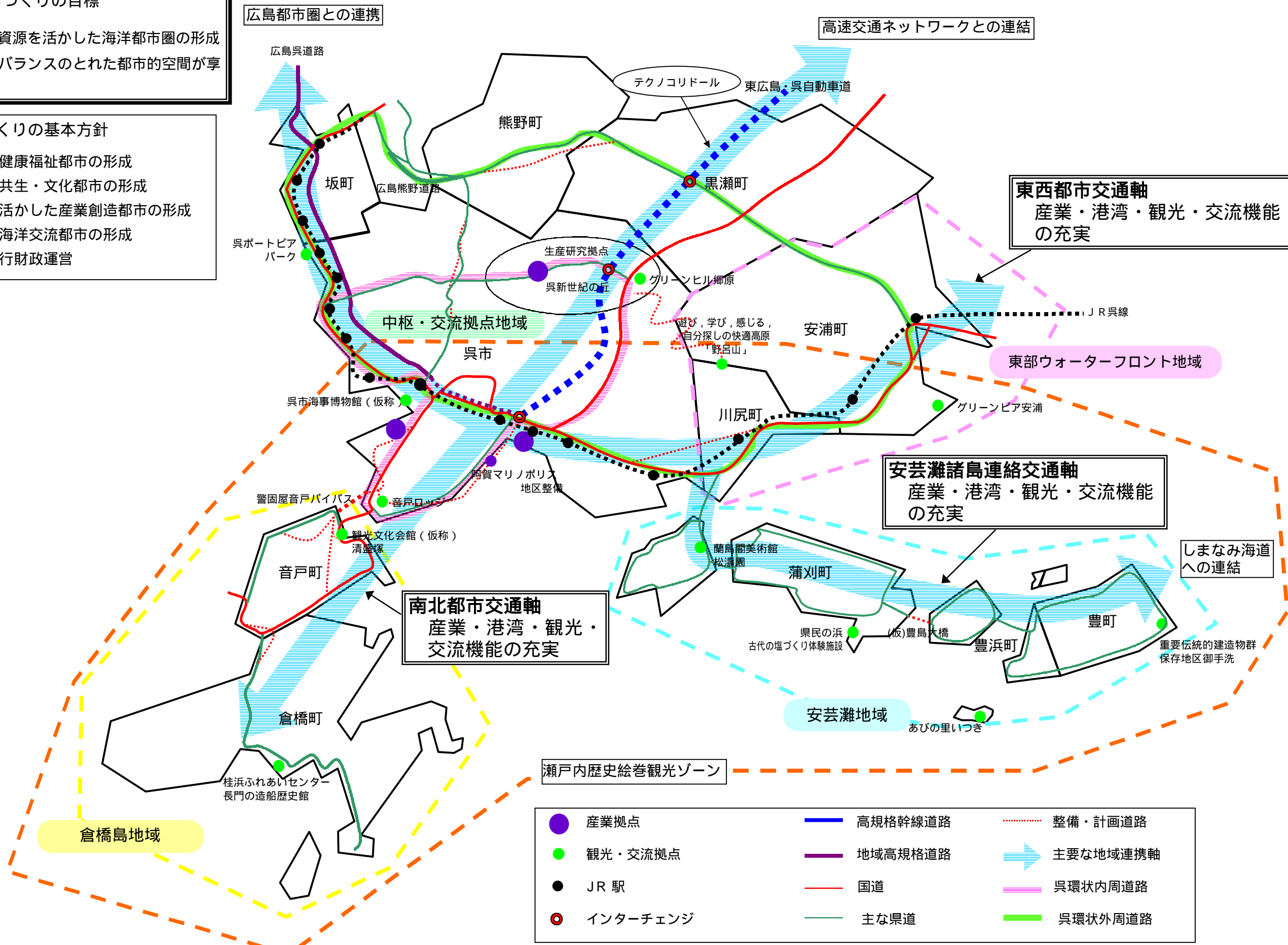
呉地域将来ビジョン

まちづくりの目標

瀬戸内海の多彩な資源を活かした海洋都市圏の形成
産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

まちづくりの基本方針

誰もが活躍できる健康福祉都市の形成
人にやさしい環境共生・文化都市の形成
多彩な地域資源を活かした産業創造都市の形成
持続的活力を持つ海洋交流都市の形成
効率的・効果的な行財政運営



広島都市圏との連携

高速交通ネットワークとの連結

東西都市交通軸
産業・港湾・観光・交流機能の充実

東部ウォーターフロント地域

安芸灘諸島連絡交通軸
産業・港湾・観光・交流機能の充実

しまなみ海道への連結

南北都市交通軸
産業・港湾・観光・交流機能の充実

倉橋島地域

● 産業拠点	— 高規格幹線道路	⋯ 整備・計画道路
● 観光・交流拠点	— 地域高規格道路	➡ 主要な地域連携軸
● JR 駅	— 国道	— 呉環状内周道路
● インターチェンジ	— 主な県道	— 呉環状外周道路

呉市・川尻町財政計画説明資料

平成16年度～平成25年度

平成15年7月16日

呉市と川尻町が合併した場合の支援措置

(単位:百万円)

支援項目		内 容	1市8町の 支援額総額	呉市・川尻町分
国	普通交付税による措置	合併直後の臨時的経費に対する財政措置(特例法第11条)(5年間均等) 上限30億円 対象:電算システムの統一,ネットワーク整備,サービス水準の調整等 (1億円+5千円×合併後人口259,224人)×(1+(9団体-2)/4)=3,839百万円	3,000	380
	特別交付税による措置	市町村合併に対する包括的な特別交付税(1年目5割,2年目3割,3年目2割) 対象:新しいまちづくり,公共料金格差是正,公債費負担格差是正等 (4億円+4千円×増加人口56,065人)×係数1.25=780百万円	780	101
	国費による補助	合併市町村補助金(建設計画に位置づけられた事業に対するもの)(3年間) (呉市分1億円+8町分2.6億円)×3年=1,080百万円	1,080	153
県	合併推進交付金	建設計画に基づいて実施する事業,旧市町村単位の地域振興のための事業など 合併年度とこれに続く5カ年度 5億円+(9団体-2)×2.5億円=2,250百万円	2,250	281
合 計			7,110	915
起 債	合併特例債による措置	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(特例法第11条の2) 180億円×(合併後人口259,224人/100,000人×係数0+係数1) ×(増加人口56,065人/10,000人×係数0.083+係数1.250)×(2-2/9団体) =54,892百万円(標準全体事業額) 起債充当率95% 交付税措置率70%	54,892	7,820
		合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置(上限40億円) (3億円×9団体)+(1万円×増加人口56,065人)+(5千円×合併後人口259,224人) =4,557百万円(積立可能額) 起債充当率95% 交付税措置率70%	4,000	520

呉市・川尻町財政計画構成表（普通会計）

平成16年度～平成25年度の計画額累計

(単位:百万円)

	合併を前提としない財政計画		合併影響分 C				合計 A + B + C	調整	財政計画	
	呉市 A	川尻町 B	(a)+(b)+(c)-(d)	行政制度調整 (a)	建設計画事業 (b)	財政支援措置 (c)				重複分 (d)
歳入	地方税	256,548	8,778	32	32			265,358		265,358
	地方譲与税	6,070	335					6,405		6,405
	普通交付税	112,368	13,366	3,136			3,136	128,870		128,870
	特別交付税	14,270	1,141	101			101	15,512		15,512
	その他交付金	33,633	1,405					35,038		35,038
	分担金・負担金	17,153	706					17,859	2,292	15,567
	使用料・手数料	25,083	1,483	6	6			26,560		26,560
	国庫支出金	112,345	849	2,094	1,121	970	153	115,288	150	115,288
	県支出金	28,236	1,887	522	21	220	281	30,645		30,645
	財産収入	13,838	10					13,848		13,848
	寄附金	50	0					50		50
	繰入金	5,128	309					5,437	485	4,952
	繰越金	0	0					0		0
	諸収入	100,959	400	20	20			101,379		101,379
地方債	98,069	4,588	8,796		9,705		111,453	909	111,453	
合計	823,750	35,257	14,695	1,188	10,895	3,671	873,702	2,777	870,925	
歳出	人件費	184,461	8,254	2,276	2,276			190,439		190,439
	扶助費	134,889	1,927	1,802	1,802			138,618		138,618
	公債費	101,785	6,572	3,630			3,940	111,987	310	111,987
	物件費	70,353	4,540	336	336			74,557	376	74,181
	維持補修費	11,793	427					12,220		12,220
	補助費等	43,736	8,738	761	761			53,235	1,916	51,319
	貸付金	87,410	220					87,630		87,630
	投資及び出資金	9,098	10					9,108		9,108
	積立金	1,547	91	520		520		2,158	103	2,055
	繰出金	43,449	2,655					46,104		46,104
建設事業費	135,229	1,823	10,212		11,396		147,264	1,184	147,264	
合計	823,750	35,257	14,313	49	11,916	3,940	873,320	2,395	870,925	
歳入 - 歳出	0	0	382	1,237	1,021	269	382	382	0	

重複分(d) = A, Bと(b)との重複分

支援項目	内 容				支援措置額(百万円)		
国	普通交付税措置	地方交付税の額の算定の特例(特例法第11条第2項, 合併算定替)				A, Bの交付税額に含んでいる	
		新しい市で算定した交付税額と, 旧市町毎に算定した額で後者が大きい場合は, 後者の額を普通交付税額とする。					
	特別交付税措置	合併直後の臨時的経費に対する財政措置(特例法第11条第1項, 合併補正)				380	
		市町村合併に対する新たな特別交付税				101	
合併特例債措置	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置	事業額	11,396	合併特例債 9,136 その他の地方債 75	元利償還金 3,630 元利償還金 7	交付税措置 2,541 交付税措置 3	
	合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置	積立額	520	合併特例債 494	元利償還金 303	交付税措置 212	
国費による補助	合併市町村補助金(建設計画に位置づけられた事業に対するもの)				153		
県	合併推進交付金	合併時に実施する事業に要する経費に対するもの				281	

呉市・川尻町 年度別財政計画（普通会計）

（単位：百万円）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
地方税	26,610	26,524	26,524	26,524	26,524	26,524	26,532	26,532	26,532	26,532	265,358
地方譲与税	639	639	640	640	640	641	641	641	642	642	6,405
普通交付税	12,802	12,688	12,583	12,666	12,725	12,834	13,042	13,129	13,184	13,217	128,870
特別交付税	1,697	1,619	1,542	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522	1,522	15,512
その他交付金	3,565	3,493	3,494	3,495	3,496	3,497	3,498	3,499	3,500	3,501	35,038
分担金・負担金	1,454	1,472	1,492	1,515	1,540	1,566	1,592	1,618	1,645	1,673	15,567
使用料・手数料	2,458	2,591	2,643	2,658	2,669	2,681	2,696	2,708	2,722	2,734	26,560
国庫支出金	12,050	10,959	10,899	11,150	11,199	11,386	11,666	11,916	11,998	12,065	115,288
県支出金	3,429	2,962	3,006	3,026	3,051	3,012	3,020	3,062	3,040	3,037	30,645
財産収入	1,403	1,397	1,390	1,384	1,379	1,379	1,379	1,379	1,379	1,379	13,848
寄附金	50										50
繰入金	955		303	1,191		118	512	594	680	599	4,952
繰越金											
諸収入	10,236	10,122	10,140	10,136	10,133	10,130	10,127	10,123	10,118	10,114	101,379
地方債	12,841	11,993	12,874	11,152	10,423	10,696	10,239	10,567	10,389	10,279	111,453
歳入合計	90,189	86,459	87,530	87,059	85,301	85,986	86,466	87,290	87,351	87,294	870,925

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計
人件費	18,305	18,325	18,927	19,790	18,931	19,075	19,435	19,368	19,238	19,045	190,439
扶助費	13,123	13,119	13,115	13,371	13,632	13,898	14,170	14,447	14,728	15,015	138,618
公債費	9,918	10,322	10,689	10,723	10,903	11,276	11,551	11,911	12,253	12,441	111,987
義務的経費	41,346	41,766	42,731	43,884	43,466	44,249	45,156	45,726	46,219	46,501	441,044
物件費	7,180	7,500	7,539	7,428	7,422	7,416	7,505	7,403	7,397	7,391	74,181
維持補修費	1,270	1,244	1,218	1,216	1,215	1,214	1,213	1,211	1,210	1,209	12,220
補助費等	5,609	5,458	5,270	5,153	5,090	5,057	5,029	4,963	4,881	4,808	51,319
貸付金	8,763	8,763	8,763	8,763	8,763	8,763	8,763	8,763	8,763	8,763	87,630
投資・出資金	952	923	886	912	920	920	912	903	894	886	9,108
積立金	971	304		463	317						2,055
繰出金	4,575	4,615	4,584	4,592	4,602	4,612	4,622	4,630	4,632	4,641	46,104
その他の経費	29,320	28,807	28,260	28,527	28,329	27,982	28,044	27,873	27,777	27,698	282,617
普通建設	19,483	15,846	16,499	14,608	13,466	13,715	13,226	13,651	13,315	13,055	146,864
災害復旧	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	400
投資的経費	19,523	15,886	16,539	14,648	13,506	13,755	13,266	13,691	13,355	13,095	147,264
歳出合計	90,189	86,459	87,530	87,059	85,301	85,986	86,466	87,290	87,351	87,294	870,925